

令和 7 年 9 月 9 日 (火曜日)

令和 6 年度決算審査特別委員会

(第 2 日目)

令和6年度決算審査特別委員会第2号

令和7年9月9日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	村岡 賢一 君		
副委員長	後藤 伸太郎 君		
委員	伊藤 俊君	阿部 司 君	
	高橋 尚勝 君	須藤 清孝 君	
	佐藤 雄一 君	佐藤 正明 君	
	及川 幸子 君	今野 雄紀 君	
	三浦 清人 君	菅原 辰雄 君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 仁 君
副町長 (総務課長事務取扱)	三浦 浩 君
企画課長	岩淵 武久 君
町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀 洋子 君
保健福祉課長	阿部 好伸 君
農林水産課長	佐藤 正行 君
商工観光課長	宮川 舞 君
建設課長	遠藤 和美 君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹 君
上下水道事業所長	小野寺 洋明 君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明 君

総務課課長補佐	渡邊 隆史君
教育育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美恵

令和6年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（村岡賢一君） ただいまから令和6年度決算審査特別委員会を開会いたします。

私から一言御挨拶を申し上げます。

皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年度の決算審査特別委員会を開催いたしますが、皆様方には、簡明なる御審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年度決算審査特別委員会を開会いたします。

報道機関からの令和6年度決算審査特別委員会を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

暑い方は、脱衣を許可いたします。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方について御確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、他の会計については歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の歳入歳出の款ごとの区分は、既に配付しております令和6年度決算審査特別委員会審査質疑の区切りを御参照いただきたいと思います。

このことについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。よって、そのように執り進めることといたします。

認定第1号令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

初めに、令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 認定第1号令和6年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をいたします。

初めに、決算の全容について御説明いたします。

決算書の183ページを御覧ください。

この表は、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額124億512万8,686円、歳出総額115億8,359万4,947円、歳入歳出差引額、つまり形式収支額は8億2,153万3,739円の黒字で決算いたしました。このうち令和7年度へ繰り越すべき財源として明許繰越1,548万5,000円、事故繰越370万3,358円、合わせて1,918万8,358円を繰越しいたしましたので、形式収支額からこれを差し引いた実質収支の額は8億234万5,381円となり、実質収支額も黒字の決算でございます。

このうち4億200万円を財政調整基金に繰入れいたしております。

決算書の1ページへお戻り願います。

歳入歳出の款ごとの収入済額、支出済額の構成比について申し上げます。

まず、歳入です。

1款町税、構成比11.1%。

2款地方譲与税、構成比0.8%。

3款利子割交付金、構成比は0%。

4款配当割交付金、構成比0.1%。

5款株式等譲渡所得割交付金、構成比0.1%。

6款法人事業税交付金、構成比0.2%。

7款地方消費税交付金、構成比2.5%。

8款自動車取得税交付金、構成比0%。

3ページ、4ページを御覧くださいませ。

9款環境性能割交付金、構成比0.1%。

10款地方特例交付金、構成比0.5%。

11款地方交付税、構成比35.2%。

12款交通安全対策特別交付金、構成比0%。

13款分担金及び負担金、構成比0.1%。

14款使用料及び手数料、構成比1.8%。

15款国庫支出金、構成比13.5%。

16款県支出金、構成比5.3%。

17款財産収入、構成比1.2%。

5ページ、6ページを御覧ください。

18款寄附金、構成比1.0%。

19款繰入金、構成比10.0%。

20款繰越金、構成比4.1%。

21款諸収入、構成比2.0%。

最後、22款町債、構成比10.5%。

歳入合計額の対前年度比はプラスの1.2%です。

調定額の合計128億6,644万443円に対し、収入済額の合計が124億512万8,686円ですので、歳入全体の収納率は96.4%です。また、不納欠損額180万4,056円は1款町税及び21款諸収入です。収入未済額は4億5,950万7,701円となりました。

7ページ、8ページを御覧ください。

歳出でございます。

支出済額の款ごとの構成比について申し上げます。

1款議会費、構成比0.9%。

2款総務費、構成比21.8%。

3款民生費、構成比18.8%。

4款衛生費、構成比9.7%。

5款農林水産業費、構成比9.6%。

6款商工費、構成比3.1%。

9ページ、10ページを御覧ください。

7款土木費、構成比7.8%。

8款消防費、構成比4.7%。

9款教育費、構成比11.4%。

10款災害復旧費、構成比1.0%。

11款公債費、構成比11.2%であります。

歳出合計額の対前年度比はプラスの2.3%です。

歳出合計額、つまり支出済額の合計115億8,359万4,947円を通常分と震災復興分に分けますと、通常分は102億9,315万5,947円で決算額の88.9%、震災復興分は12億9,043万9,000円でございまして、決算額に占める割合は11.1%でした。なお、震災復興分の支出額は、令和6年度までの13年間で3,794億5,153万4,000円余りとなりました。

また、予算全体の執行率は90.5%であります。そのうち繰越予算の執行率は86.5%、この繰越予算を除いた令和6年度の現年予算の執行率は90.9%でございました。

なお、不用額は総額で8億691万3,353円発生しております。100万円以上の不用額につきましては、議案関係参考資料の巻末のほうにまとめてございます。どうぞ御参照いただきたいと存じます。

以上で決算全体の説明を終わります。

続いて、歳入歳出決算事項別明細書の歳入について御説明申し上げます。

13ページ、14ページを御覧ください。

1款町税です。収入済額13億7,247万2,047円で決算いたしました。町税全体の収納率は98.1%です。収入未済額は2,658万7,271円となりまして、前年度から12.6%ほど増えてございます。

15ページ、16ページを御覧ください。

2款地方譲与税は、森林環境譲与税の増収によりまして前年度よりも12.1%増でございます。

3款利子割交付金につきましては、ほぼ前年度並みでございます。

4款配当割交付金は対前年度比50.1%の増、5款株式等譲渡所得割交付金は対前年度比73.5%の増となっております。

17ページ、18ページを御覧ください。

6款法人事業税交付金につきましても対前年度比で10.9%の増となりました。

4款、5款及び6款の各交付金の増収は、日本全体の企業の業績が全体としてプラス基調となってきたということがその影響としてうかがえます。

7款地方消費税交付金は対前年度比でプラスの6.7%でございました。内需の伸びあるいは国内の様々な物価の上昇等も、このプラスの要因になっているのではないかと推測されるところでございます。

9款環境性能割交付金は対前年度比でプラスの19.9%、大きく伸びております。

10款地方特例交付金は対前年度比でプラスの269.3%でございます。この要因は、定額減税実施に伴いまして、定額減税減収補填特例交付金が交付されたことによるものでございます。

11款地方交付税につきましては対前年度比で4.1%の増でございました。

地方交付税の区分ごとに収入済額の対前年度比について申し上げますと、普通交付税は対前年度比プラスの4.7%、特別交付税は対前年度比で8.4%のマイナス、震災復興特別交付税は41.4%のプラスでございました。震災復興特別交付税は平成23年度に創設されまして、当町に対しましては、令和6年度までの間に474億1,990万8,000円が交付されております。

19ページ、20ページを御覧ください。

12款交通安全対策特別交付金は対前年度比で13.7%の減でございました。

13款分担金及び負担金、対前年度比13.8%の減です。これは、広域入所保育料が減少したことが要因のようでございます。

続いて、14款使用料及び手数料、収入未済額590万3,300円は、町営住宅使用料及び町営住宅駐車場使用料でございます。

23ページ、24ページを御覧ください。

15款国庫支出金は、実施する事業の内容によりまして毎年度収入額に大きな増減が生じます。令和6年度の収入済額は記載のとおり16億7,917万6,945円で、前年度との比較をいたしますと率にして9.4%の減となっております。

なお、収入未済額につきましては、これは令和7年度へ繰り越した明許繰越事業の未収入特定財源でありますので、実質的に収入未済額はゼロであります。

項目ごとの対前年度比について申し上げます。

1項国庫負担金、対前年度比マイナス17.0%。主な要因は、災害復旧費国庫負担金の減によるものでございます。

25ページ、26ページを御覧ください。

2項国庫補助金、対前年度比は6.4%のマイナスでございました。保健衛生費補助金、これは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ですが、これの減が主たる要因でございます。

27ページ、28ページを御覧ください。

3項委託金、対前年度比マイナスの14.1%。国民年金事務費委託金の減が主な要因でございます。

続いて、16款県支出金です。国庫支出金と同様に、実施する事業の内容によって毎年度収入額に大きな増減が生じます。令和6年度の収入済額は記載のとおり6億6,056万5,686円、前年度との比較では、率にして6.3%の増となりました。

収入未済額につきましては、これは、令和7年度へ繰り越した明許繰越事業及び事故繰越事業の未収入特定財源でございます。国庫支出金と同様、実質的に収入未済額はゼロでございます。

続いて、項目ごとの対前年度比について申し上げます。

1項県負担金、対前年度比プラスの3.5%、ほぼ前年度並みでございます。

29ページ、30ページを御覧ください。

2項県補助金、対前年度比プラスの8.0%でございます。この要因は、漁港施設機能強化事業補助金の増によるものでございます。

33ページ、34ページを御覧ください。

3項委託金、対前年度比プラス4.6%。ほぼ前年度並みでございます。

35ページ、36ページを御覧ください。

17款財産収入 1項財産運用収入、対前年度比はプラスの14.7%。この要因は、基金利子収入の増によるものであります。

2項財産売払収入、対前年度比マイナス28.0%。この要因は、土地売払収入及び生産物売払収入が前年度に比べ減少したこと、少なくなったことによるものと捉えております。

37ページ、38ページを御覧ください。

18款寄附金です。2目総務費寄附金において、ふるさと納税寄附金が前年度に比べ2,970万円ほど増加しております。震災復興寄附金は200万円ほど、企業版ふるさと納税寄附金は1,200万円ほど少なくなっています。

19款繰入金は対前年度比でプラスの3.0%であります。この要因は、各種基金からの繰入金が増えたことによるものであります。

41、42ページを御覧くださいませ。

20款繰越金、対前年度比で26.5%の減となりました。これは、繰越事業に係る翌年度へ繰り越すべき財源である繰越金が復興事業の進捗に伴いまして減少したことによるものと捉えております。

21款諸収入です。款全体の収納率は85.3%となりました。項ごとの収納率を簡単に申し上げますと、1項延滞金加算金及び過料、収納率100%。2項町預金利子、収納率100%。3項貸付金元利収入、収納率71.0%。4項雑入、収納率99.0%であります。

最後に、47、48ページを御覧ください。

最後に、22款町債です。対前年度比で1億4,530万円、率にして12.6%の増であります。社会教育施設整備事業債の増がその主な要因であると捉えております。

なお、町債の収入未済額は、令和7年度へ繰り越した明許繰越事業の未収入特定財源でございますので、実質的に収入未済額はゼロでございます。

駆け足になりましたが、以上で歳入の細部説明を終わります。

○委員長（村岡賢一君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。

質疑は、款ごとに区切って行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページから15ページまでの質疑を行います。質疑をお願いします。後

藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。

町税についてです。数字から拾っていきますけれども、1項の町民税に関しては、前年の令和5年度の決算と比較すると4,200万円ほど減収かなと。それから、2項の固定資産税に関しては1,600万円ほど増ということになっておりますが、これは何でですかって聞くと、多分、固定資産税は減免措置が終わったからですよという話になるのかなと思っていますので、ということは、やっぱり町の経済活動としては鈍化していると、収入が上がらなくなっている。固定資産税のプラスというのは、一見、好材料に見えますけれども、好材料足り得ないのかなというふうに思っております。いよいよ総括的質疑で町長にお伺いしましたが、じり貧といいますかですね、なかなか地域で経済を回すということは、取り組みたいけれども難しいということが言えるのかなというふうにこの数字からも分かるかなと思います。どうしますかって話は総括的質疑でやりましたので、徴収に当たっている現場としては、何かできること、もっと工夫できたのではないかという反省点含めてどういった状況で徴収が行われたのか、その状況をお伺いしますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） おはようございます。

それでは、ただいまの質問に対してなんですかけれども、まず、町民税の減額につきましては、定額減税が実施されたことによる減額ということになっております。それから、固定資産税につきましても、後藤委員お話しのようにですね、一見、収納額が上がってはいるんですけども、実際の滞納繰越分の調定額が上がっているというところもございまして、全体的に、今後、税収に対する、財源確保に対する取組というところではですね、当然に徴税吏員としてですね、適正な賦課、それから公平な徴収というところは、常に意識して取り組んでいるところでございますけれども、昨今の物価の上昇ですとかそういったことがですね、家計に及ぼす影響が大きいというところもあって、なかなか納税に結びついてこないというところもございます。そこをしっかりとですね、なぜ納付が遅れているのかという、そういう相談をですね、聞きながらですね、早期のですね、滞納の縮減に今後も地道にですね、こつこつ

やっていくしか道はないというふうに思っております。なので、今後もですね、徴税吏員としてその責務を果たしていきたいというふうに考えております。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 町税に関しましては、昨年度の決算と比較すると、後で出てきますので先ほど触れてはいませんでしたが、款が変わったから令和6年度だと10款ですか、地方特例交付金のほうで4,000万円余り増収があるよと。先ほどの町税4,200万円減収がありましたから、それとキャラだよねということだと思うんですけれども、町税の量というか収入額が変化していないということは、成長していないってことになります。それから、先ほど会計管理者の細部説明の中では、例えば、この後の話なんですけれども、5款とか6款とか7款とかは、ちょっとずつ増えていますよねと。これは日本全体で、大企業中心にということになると思うんですが、都市圏中心に経済的には上向きでありますよと。だから国から入ってくる交付金が増えましたよと、の割にうちの町の町税は上がってないよね。成長していないってことは、ある種、後退しているとも取れるのかなと思いますので、これは町全体の施策に関わることですけれども、この状況は、我々としては、注視しなければいけないということは、しっかりと申し上げておかなければいけないのかなと思いました。

現場の徴収に当たっている皆さんからすると、一件一件相談に乗る際には、向こうの事情もありますし、ぎりぎりと払いなさいということも、なかなか言いづらいこともあると思いますので丁寧な対応が必要になると思いますが、その際も、何というんでしよう、顔の見えるお付き合いといいますか、言うべきことは言わなければいけないんですけれども、それをもって例えば役場庁舎の皆さん全體が、印象が悪くなってしまったりとかいうことのないように、相手にも納得してもらうということが必要になるかなと思います。そのためには、丁寧に言葉を尽くすということもそうですけれども、例えばお知らせの文言であるとかお知らせの文書であるとかにも工夫する余地があるのではないかなと思いますので、引き続きぜひ工夫に当たって工夫を凝らしていただければなというふうに思いますが、次年度以降に向けてということになってしまいますが、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 次年度以降に向けてということでもありますけれども、今まさにですね、これまで取り組んできたわけなんですねけれども、町民税務課、税の担当のほかにもですね、戸籍住民係、医療給付係ということで、窓口業務にですね、住民の方に近いところで毎日執務をしております。その際にですね、まず職員がですね、一番

心がけてほしいって思っていることは、職員に伝えていることは、町民の方がですね、気軽に安心して相談や申請ができる窓口サービスを提供することを心がけましょうということを一番に掲げております。それでですね、だからといってそれが滞納整理にすぐに直結するのかというと、そうではないんですね。徴収努力をしてもですね、それが成果になかなか結びつかないということも、現場としては大変苦労している部分ではあるんですけども、繰り返しになりますが、私たち徴税吏員はですね、とにかく与えられている責務を果たすためにですね、地道にこつこつとを合い言葉にではないですけれども、そういうふうに毎日当たっております。それで、納税者の方が遅れている理由は当然様々です。それで、その際にはですね、例えば収入面ですか支出の状況などをですね、聞き取りをさせていただきながら一緒に納付計画を考えていったりという場面もございますし、あとは、もう少しするとまとまったお金というところも、ある方もいるかもしれませんので、その場合は、じゃあそれまで待つというか、そういうこともあるかもしれません。

それから、徴収緩和制度ということで、そういう猶予とかそういった税法にですね、規定されているところもございますので、職員もそういう制度面でそういった適用になるかどうかも含めて相談に当たっているという状況でございます。それは、来年度以降ということではなくて、今もまさにそれで取り組んでいるという状況でございます。引き続き徴収努力を続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 地道にこつこつとという言葉を合い言葉にというようなお話でありましたけれども、こんなお話があります。税の相談とか納税、何かのついでに、今おっしゃったように、窓口、町民に一番近い場所で仕事をなさっている皆さんから私は直接声をかけられて、税に関してこういうふうにしたほうがいいんじゃないですかと言つてもらったことがあるんですね。そのとき、先ほどお話の中で、安心してもらえるようにということがありました。町民の皆さんからすると、町民税務課の職員の皆さんは、きっと税のエキスパートであろうと、法律について詳しいんだろうと。なのでその提案であるとか、こういうふうにしたらどうですかとか、例えばこういう制度がありますけれどもどうですかというその専門性ですね。今、納税する人と徴収する側と、敵対構造みたいになってしまっては意味がありませんし、町民の皆さんも税務課の皆さんとの知識、専門性を頼りにしていると思います。私が見る限り、その専門性は、皆さん、十分に備えていらっしゃると私は思っていますので、どうぞ自信を持ってですね、職務に取り組んでいただきたいなということを申し添えて終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 おはようございます。私からも1点、町税について御質問させていただきます。

項目は、たばこ税ということなのでちょっとデリケートな問題でもあるんですが、数字が気になりましたのでお聞きしたいと思います。ここ数年ですね、町税、たばこ税の動きを見ますと、令和4年までは上がってきています、だんだん減少傾向になってきておるのは、附表を見ても、決算書を遡っても見て取れるんですけども、やはりこの部分については、減収傾向であるというふうに捉えているのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 伊藤委員おっしゃるとおりですね、最近、ここ何年かを見ますと減少傾向になっております。制度が変わりましてですね、たばこの値段もですね、上がっているという、また上がるというような改正もされておりますので、だんだんにそういう部分ですね、喫煙する方もですね、減らしていくとか、そういうことになっているのかなという私の印象でしかないんですけども、そういったことで捉えておりまして、最近、何年かは、そういったことが原因なのかなというふうに捉えております。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 そのとおりでございます。先月の条例改正というか法令改正ですね、加熱式たばこについても賦課されるということで改正なりましたので、その分は、プラスということは、先日も議場の中で伺ったことではありますけれども、とはいえた減収傾向は、避けられないのかなというふうには感じておりました。とはいえた町税において、これも結構大きなウエートを占めている項目だと思いますので、じゃあ増やすためにはどうすればという議論も本当はしたいところなんですが、とはいえた世の中の流れはそうではないということで、分煙・禁煙対策も大分進んできておりますし、どんどん分かれているような気がします。そういう中ですね、これは、担当課長に聞くのはちょっと酷なのかもしれませんし、町全体の、何でしょうね、進め方とすれば町長になるかもしれませんけれども、たばこについて、アクションなので完全に禁止というのは、もちろんないとは思うんですけども、町として、何でしょうね、健康対策を鑑みながら、でも、やっぱり町の中でたばこの購入を何とか維持しようというバランスが難しい考え方なんですが、今後の何でしょうね、考え方というのはどういうふうに思っていらっしゃるのか、もしお聞きすることができればお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） どなたですか。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 税をですね、取り扱っている課といたしましての御回答につきましてはですね、なかなかそこまでのお答えは難しいという状況でございまして、様々個人の考え方とも入ってくる部分ですので、ここでのそういった税の立場からのお話は、控えさせていただければと思います。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 デリケートな問題ですので、これは、この議場だけではなくてこれから町としてというか、町民の皆さんにも考えていただけないかなという問題でもありますし、最後にお聞きしたいのは、そういう中で、でも、確かに嫌煙される方もいらっしゃいますね。煙を嫌う方々もいらっしゃる中で、とはいえた愛煙家という皆様の権利というのも、当然、私としては守られなければいけないのかなと。これは権利ですので。という意味でですね、ぜひ今後、分煙・禁煙対策を逆にしっかりとすることが一つのメッセージじゃないかなと思うんですが、その足がかりとしてというかですね、そういうメッセージをはっきりさせるためには、公共施設でしっかりとそういうメッセージをつくっていくことが大事ではないかなと思うんですが、この辺は多分企画課長なのかもしれませんけれども、まず役場のスペースのほうも何かしら、何でしょうね、対策が必要かなというふうに思っているんですが、何かお考えがありましたらお伺いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 冒頭といいますか、先ほどのたばこ税の税収といったことについて若干申し上げれば、何も喫煙といったものを健康といったものとはかりにかけて何か推奨するといったことは、当然そうではないと思っておりまして、単に可能であれば、たばこを買う際は町内でということで、従来から続いている取扱いを推進、推進といいますか、御協力、御理解をいただく以外にないんだろうと考えてございます。

その上で、委員御指摘のいわゆる受動喫煙の防止といった部分になろうかと思いますけれども、現在、役場庁舎のほうは、屋外のほうに来庁者を含めて特定屋外喫煙場所という形で、北側のほうにですね、一角設けてございますけれども、可能な限りあの場所というのは、来庁される方々が一般的にはマチドマ側の入り口から入られるだろうという前提の下、場所の選定等をさせていただいてございます。とはいえた煙が絶対的に受動といった形で及ばないかといったらそうでもない部分もあろうかと思いますので、今後、喫煙される方々の状況等も見据えながらですね、適時的確なといいますか、適切な対応について検討を進めていきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。

町税ということであれなんですかけれども、町税に関しては、構成比なんですが11.1%というのは、当町のあれからして十分なのかそうでないのか、まず第1点伺いたいのと、あともう一点は、ちょっと大きくなるんですけれども、先ほどの会計管理者の説明を聞いてあれしたんですが、歳入が124億円、そして歳出が115億円、8億円の黒字ということだったんだけれども、黒字になったということは、町にとって赤字でなくてよかったですけれども、そこで伺いたいのは、この黒字の要因というんですか、様々あると思うんですけれども、各種事業の経営努力って言えるのか、やりくりになるのか、様々な補助金等の増額とかいろいろあると思うんですが、そこをどのように見ているか、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、今野委員さんの質問にお答えいたします。

まず、町税の収入が十分かということであれば、十分ではないというのが答えになろうかと思いますが、現状で町としてはこういった状況でありますということで御理解をいただければと思います。

それから、黒字の要因といいますか、財政を運営する上で当然に赤字の運営というのは、基本、考えておりませんし、皆様から不用額が多いといった指摘はいただいておりますが、の中でも努力をした結果、このような決算となったものでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 町税に関しては、十分ではないようなそういう答弁をいただいたんですけれども、そこで伺いたいのは、来年度に向けてなんですかけれども、町税含め税収を増やすようなそういう取組も必要じゃないかと思うんですけれども、そういった件に関して伺いたいと思います。

あと、決算の8億円なんですけれども、たしか予算が114億円で計上になっていたんですけれども、それからすると歳出は115億円でほぼほぼだったという思いがするんですけれども、そこで伺いたいのは、黒字の分の8億円なんですけれども、先ほど副町長の答弁があったように不用額等があったということなんですかけれども、黒字の見方というのは、ある種、捉え方によっては、住民サービスの低下につながっていたんではないかという、そういう捉え方

もできると思うんですけども、その点に関してはどのように見ているのか。そもそも決算で黒字を出して今回のように財調へ繰り入れるということは、理想的な状態なんでしょうけれども、その辺、伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 町税を増やす新たな取組が必要ではないのかという御意見に対してだったんですけども、先ほど後藤委員の回答の際にも申し上げましたが、うちの町だけではなくてどの市町村でもですね、この徴収業務、滞納整理についてはですね、大変苦労しているというところがございます。ということは、特効薬はないのかなというふうに一方では思っている部分もございます。ただ、繰り返しになりますが、法令で定められた範囲の中でですね、滞納整理を進めていくわけなんですけれども、そこは地道にこつこつ着実に積み重ねていくしか、そうやって努力を続けていくしか方法はないのかなということを思っているところでございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 歳入の自主財源が31.2%ということで、かろうじてといいますか、3割以上をね、保っているなど、立派な決算だと私は思っております。一つ聞きたいのはですね、法人税なんですが、法人税の推移といいますか、業種別にですね、どういうふうに流れになっているのか。業種によっては、少なくなっているのもあれば増えているところもあるんでしょうけれども、その辺のところ、この附表にはないんだね、そういうの。お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、法人町民税の推移ということで、どのように捉えているかという御質問に対してなんですけれども、まず、建設業につきましては、令和4年度の著しい納税額の反動によりましてですね、令和5年度は大幅に減少したことになっております。復興事業の発注がおおむね完了しましてですね、通常ですね、水準に戻っているというような状況で捉えておりますけれども、数字上はそのように捉えております。それから小売・製造業は、景気が緩やかに回復していることや、物価上昇によってそれが売上高のですね、増につながりますことから増加に転じているというところもございます。一方でサービス業はですね、物価高騰などによる消費者の節約志向などが要因で減少しているというふうに捉えております。漁獲高のですね、それから減少によりまして、漁業・水産養殖業の納税額も減少している状況でございます。その他の業種は、おおむね横

ばいで推移しているというふうに、数字上の分析ではございますけれども、そのように捉えております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 建設業、サービス業、それから養殖業というのが減少していると、それぞれのね、いろんな状況の中での減少であるのは分かっております。そこでですね、一番減少率の高い、多分、だと思うんですが、建設業の関係ですけれども、復興事業が終わりましてね、元どおりという言葉なんだけれども、通常にね、震災前に戻ったということなんでしょうけれども、なかなか厳しい状況下にあるのは皆さん御存じかと思います。やっぱり公共事業がなくなると、非常に建設業が厳しくなるというのは御存じのことだと思うんですね、今後、いろんな公共事業、出てくるんではないかと思いますが、さらにですね、さらに公共事業を増やしていくかないとですね、私個人の考えはですね、建設業の公共事業が少なくなるとね、この町の経済も衰退するといいますか、非常に厳しい状況下になると思いますので、町としてね、財源がないとか予算がどうのこうのといつも同じことを言っているようですが、やはり自己負担があってもですね、そういう公共事業を発注すべきだというふうに私は思っております。特にいろんな地区からいろんな要望がいっぱい出されておるわけですから、国・県のね、補助事業を利用しながらやるのは分かっておるんですけども、ある程度、町の負担ということも考えてもらわないと、そういう公共事業が少なくなると建設業の方々も大変になるということになりますので、その辺の考え方ですね、今後の、どのように思っておるのか。これは町長かな。語る気ないかな。語る人がいなければ誰や。副町長かな。仕方ない。企画、総務課長か。補佐だからな。んで、あんた。

○委員長（村岡賢一君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 公共事業の在り方と申しますか、今後の見込みということでお話をさせていただければですね、委員御承知のとおり、国庫補助金なり、それから過疎債ですか、そういう有利な起債等を利用しながらやってきた実情でございます。今後においても事業の必要性・緊急性を鑑み、取捨選択の上、実施してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 とにかく公共事業を進めてもらえば御理解をいたしますんでね、お話だけではなくてね、ぜひね、どんどんどんどん国・県の補助を探してですね、探してやってもらわないと、上から下がってくるのを待っていたんでは、なかなかね、ないんです。こちらから取り

に行かなきやなんないんですね。何かこういう事業がやりたいんだけども、これに関連する国の補助金、事業はないかなということで取りに行かなきやならないと思っています。待っていたんでは来ない。各ほかの市町村は、それを探してんだね。我が町も探していると思いますけれどもね、探し方が足りないと私は思っていますよ。一生懸命何か理由をつけてね、この事業をやるにはこの国の事業に当てはまるんじゃないかということでね、各市町村、一生懸命になってね、関係あるから何とかこれを幾らかでもということで取りに行っている。我が町はちょっとね、優しいというか、おとなしいというか、そのやり方が足りないような感じするんでね、これからはね、今までやってきたことは、どうでもいいでないけれども、仕方ないんだけれども、これからはね、強くね、取りに行ってもらって進めてやっていただきたいと思いますよ。御理解しますからお願ひします。

終わります。

○委員長（村岡賢一君）ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、1款町税、13ページから15ページまでの質疑を終了いたします。

次に、2款地方譲与税から10款地方特例交付金まで、15ページから18ページまでの質疑を行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、第2款地方譲与税から10款地方特例交付金までの質疑を終了いたします。

次に、11款地方交付税、17ページから20ページまでの質疑を行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、11款地方交付税の質疑を終わります。

次に、12款交通安全対策特別交付金から14款使用料及び手数料まで、19ページから24ページまでの質疑を行います。ございませんか。伊藤俊委員。

○伊藤俊委員では、1点お尋ねします。14款使用料及び手数料の中で1項3目2節町営住宅使用料についてお伺いいたします。

入居率の低下傾向がどんどんどんどん下がっているというふうに捉えていますけれども、とはいえる、この入居率の低下自体は住宅の使用料にはね返ってくるというふうに、これは当然のことだと思うんですが、対策というのは何か、これをやったから劇的に変わるものはないというのも理解しているんですけども、とはいえる現状の対策というのはどういうふうになっているのかお聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君）建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 公営住宅の使用料の、何というんでしょう、制度上のお話として、
基本的には、毎年度、微減で下がっていくのが一般的なものになっています。これは、委員
御存じのとおり経年劣化していくので、その分、家賃は、基本的には下がっていくと。ただ、
収入によってそれぞれ個人のものが違うということになっていて、その決定は法令に定めら
れた中でやるので、なかなか我々の中で、入居者が減って公営住宅使用料をどうにか調整す
るという余地の部分は、正直ほとんどないというふうに考えています。

一方、国のほうから家賃対策補助という形で、本来であれば民間の場合は、例えば10万円家
賃をもらって、それが例えば50年後、60年後の建て替え費用に一部充てられるというような
形になっていますけれども、公営住宅はそういうことができないので、その差額分の例えれば
3分の2を補助しますよというような国の支援がございますので、こういうものを我々とし
ても活用しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 中身は存じておりますので、町としてできることは限定されるかもしれません
けれども、とはいえた住宅使用料の問題だけじゃなくて、結局、自治会組織の持続的な維持に
ついて入居率が下がっているのは、難しい状況にどんどんどんどん陥っていくというのは、
課長も御存じだと思いますし、議場にいる議員の皆様においても、共益費について自治会の
役員の集まりに来ていただいておりますので、かなり深刻化しているのは、なかなか看過で
きないのかなというふうには思っております。年4回募集、公社でありますので、入居募集
の数字も各団地ごとに追っかけているんですけども、なかなか進まないなというのが個別
のケースではありますし、退去されて空室となりました。空室から再入居募集までの期間が
それぞれそれぞののケース・バイ・ケースなので、短いものもあれば長いものもあると承知
しているんですけども、とはいえないんですよね、なかなか。担当課のほうでは、順
次、適切にやっていらっしゃると思うんですけども、自治会のほうではなかなか見えてい
ない。なかなか不安がどんどんどんどん続いている。その状況を何か変えられないかなとい
うことで、せめてですね、退居から再入居募集まで行程表というかタイムラインというか、
管理しているものを少しでも見える化できないかなというようなことは、入居率を上げる対
策にはならないかもしれませんけれども、情報共有するという意味では必要かなというふう
に考えているんですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 入居率あるいは共益費という部分につきましては、先日、我々一緒

に会議にも出て、その状況というのは共有をさせていただいているところでございます。空いている部分がいつ埋まるのかという部分については、委員御承知のとおりそういうケース・バイ・ケースがあるものの、例えば自治会長さんとおおむねこのぐらいですよというような情報共有というのは可能だと思いますので、そこは検討させていただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 おはようございます。

決算書の22ページです。伊藤委員と同じ項目で町営住宅のことを2点お伺いしたいんですけれども、未済額、数字だけ見れば毎年度のように少々の増減あったりというような、努力を重ねてきているとは思うんですけれども、先ほど町税のほうでもありましたけれども、対応方法というか対処方法というか、やっぱりこれも地道にこつこつと努力を重ねていくという手段しかないのか。鋭意努力をなされていると思うんですけれども、そこをまず1点お伺いしたい。

それから、今、入退去の話がありましたけれども、入退去時に、一般的に賃貸物件を借りるときであれば、例えば敷金・礼金みたいなのがあると思います。震災後に皆さん入居されるときの形って、このときって退去されるときにかかる費用ですか、掃除費用みたいなの扱いというか、どのような形だったのか、今、あと現状がどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 滞納の状況でございますが、住宅料だけで申しますと、令和4年度は約1,000万円ほどあったのが令和5年には600万円ほど、それから令和6年では、附表にありますけれども、500万円ほどということで、年々少しづつは減ってきているところでございます。先ほど委員お話しのとおりですね、地道に重ねていく、そういう努力が必要だということで、我々としてもですね、徴収業務、通常は公社のほうに委託しているんですが、当然その場面によっては我々職員が一緒に同行していって夜間対応するとか、そういう努力もさせていただいておりますので、今後も引き続きですね、真摯に対応させていただければとうふうに思います。

それから、退去の際ですが、基本的には、敷金を納めていただいている方が退去する場合は、直し、畳の表替えとか、壁の更新とか、そういう使った程度によっても修繕の費用が違うんですけれども、そういうものを一旦やっていただいて、退去した後に敷金の請求書、出して

いただいたものに対して敷金は別途お返しするという流れになっています。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 すみません。今現在、入居するときは、敷金と呼ばれるものが発生して入居している形、それは、震災後に新しく皆さん入居されるときもそのような契約をしていたということですね。それも確認だけお願いします。

○委員長（村岡賢一君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 現状入っている方については、家賃3か月分を納めていただくということになっています。震災当時、当時といいますか建設当時は、事情によって一部納められないという方もいるというふうに聞いております。

○委員長（村岡賢一君） ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、12款交通安全対策特別交付金から14款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（村岡賢一君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き審査を続行します。

次に、15款国庫支出金及び16款県支出金、23ページから36ページまでの質疑を行います。質疑をお願いします。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終了します。15款国庫支出金及び16款県支出金の質疑を終わります。

次に、17款財産収入から22款町債まで、35ページから50ページまでの質疑を行います。ございませんか。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、1点お伺いいたします。

42ページ、21款3項1目2節民生費貸付収入について、昨年も質問させていただいているんですけれども、収入未済額ですかいろんな数値を見ながらですね、やはり何でしょう、増加傾向に未済のほうもですね、振り幅が大きくなっているのかなと感じております。昨年の決算審査でも同様の質問をさせていただきまして、そのときは、高齢化ですかコロナ禍と

いうのを理由にですね、いろいろ事情があるということで、相談に応じながらいろいろ対策を進めていくということで答弁をいただいたんですけども、その状況というのは1年たつてみてどうなのかという部分と、改善の方向性はあるのかどうかお尋ねしますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 災害援護資金の関係ということで御回答させていただきます。

災害援護資金でございますけれども、委員からお話をありましたとおり、毎年、収入未済額、未収の部分が増えてきているというような状況でございます。昨年も答弁をさせていただいたところと若干はかぶってしまうんですけども、内容としますと、やはりコロナの影響だったり物価高騰といったところもございまして、そういったところが多分にありました。実際のところ、予定どおり返済がなかなか難しいという方も多くいらっしゃいましたので、まずは債務者の現状とか、それから今後の償還見通しといったところについて相談などはさせていただいているというところでございますけれども、どうしてもなかなか予定どおり納めていただかくということが困難な状況が一つ見受けられるというところでございます。

改善策としましては、継続して今までやってきたことを続けていくということも一つございますし、それから、まず回収に向けてといったところで、町としてしっかりやるべきことをやるというところにも力を入れていきたいというふうに思っておりますので、今後におきましても、少額とかですね、分割といったところの償還計画の変更なども含めまして、一人一人のしっかりした対応をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤俊委員 町税の話と同様かもしれませんけれども、本当にこつこつこつこつと継続してやっていくのが一番の本筋なんだろうなというふうに感じておりますし、確認だけさせていただきたいんですけども、一方では、県内の各自治体で係争に発展するケースも出てまいりましたが、本町においてはそういうケースがないことを祈りますけれども、実際どうなのか、そこだけ確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 災害援護資金についてですが、震災後にですね、いわゆる資金がないということで、最終決裁は私なんですよ。当時はですね、決裁しないわけにはいかないという思いが非常に強くてですね、決裁をして何とか立ち上がる資金になればいいなというふうに思いました。ですが、御承知のように、阪神・淡路大震災もそうなんですが、この東日本

大震災でも災害援護資金の返却ということについては、どの自治体も大変苦労しております。この件については、もう数年前から復興庁のほうに、いわゆる返済期間の延長ということをずっと働きかけてきて、多分去年だと思いますが、延長が認められるということになりましたので、これね、公平性という観点があつて、基本的に、今、年々年々お年を召してくると、なかなか返済の余裕というのがないという方々がいらっしゃるんですが、ただ、もう既にお支払いになっている方々もいらっしゃいますので、そういうことを鑑みたときに、やっぱりここは何とかお支払いを、苦しい中でも、期間も延ばしましたので、少しずつでもいいから返済に充てていただくように担当課としてお願いしていくしかないのかなというふうに思います。本当に災害援護資金についてはですね、私も事情を詳しく知っておりますけれども、大変厳しいかなというふうな思いを持っております。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 災害援護資金の関係でということで、まず、先ほどお話ししたとおり、滞納がまだ滞っているというケースも結構ございます。借受け者全体でといったところでのお話になるんですけども、支払いが滞っている方というのは、全体の約25%の方が滞納、支払いが滞っているというような状況もございます。それから、悪質なケースというところでございますけれども、本町におきましても何件かはございます。なかなか相談だったり督促に応じないといったようなこともございますので、そういういたケースの方々につきましては、引き続き電話だったり訪問だったりといったところを進めていきたいと思っておりまして、そうした督促をしていきながら、まずは、お支払いをいただくといったようなところにこぎ着けていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 38ページのふるさと納税の関係です。この制度ができましてですね、かなりの月日がたつわけあります。先頃の町長のお話ですと、ふるさと創生ですか、その中のこの制度で、当初の目的とは、最近はかけ離れているというようなお話でしたけれども、それはそうだと思います。しかしながら、現実としてね、各市町村、躍起になってね、取りに行っているっていいますかね、貪欲に、今、やられているわけですね。その結果が数字として、今、表れているわけです。我が町、昨年の納税額、かろうじて1億円を超えたと。宮城県内35市町村、宮城県も含めた36、県内の順位でいいますと、我が町は24位ということでね、非常にあまり褒められたもんではないなという感じがするわけですよ。

そこでね、町長、このまちが好きだから納税をするんだという最初は趣旨だったんですね。

しかし、このまちが好きだからという國民がですよ、どうやって好きになるのかなというこ
とでさ、聞いたことも見たこともないまちのね、好きになれたって難しい。納稅する方か
ら聞くとね、このまちの返礼品が好きだから納稅するんだということになるわけです。だか
ら、要は、返礼品の内容によって納稅する方々がいるんだと、いるというかね、數をね。そ
の中でね、5割、3割の返礼品、それから2割の手数料ということでね、5割使えると、使
えるというよりも使い勝手がいいといいますかね、ひもづけでも何でもないお金ですから自
由に使えるというようなお話でありますので、ここはぜひね、目的とする返礼品のことを今
後考えていかなければならぬんではないかなというふうに思います。いっぱいしゃべって
しまうと返答がなくなるので、この辺で一区切りしながら御返事といいますか答弁を求めま
すけれども、その辺のところ、これは企画課ですか。頑張っていますね。じゃあ課長、よろ
しくどうぞ。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ただいま三浦委員御指摘のとおり、古くはといいますか、ふるさと
納稅制度といったものが創設された後にですね、お話ございましたとおり平成20年、震災前
になりますけれども、本町は県内順位とすれば3番でございました。それが現在に至ると、
先ほど委員からお話がございましたとおり、宮城県を含む36の自治体といたします、宮城県
を含む数、36を分母といたしますと24位ということで、本町実績、おかげさまでようやく1
億円を突破したものの、他市町村、全国的に当然伸びているといった中でございますので、
順位につきましては、令和5年度が25位だったものが、1位といいますか、上がったという、
その程度で推移しているといった御指摘でございます。現状でございます。

お話がございましたとおり、従来は、市町村名から検索をしてふるさと納稅といったものが
行われておったのが、現在は、その人が必要とする日用生活品ですとか、そういったもの
いわゆる品名から検索して、率といいますか、そういった返礼品を扱っている市町村が結果
として選択されるといった仕組みと変化してきてございます。

本町もいわゆる地場産品なるもの、原料になるものですね、海産物等を含めまして数多くの
ものを扱ってございますけれども、一方で、今は、家電製品等のような大型のものの製造工
場を持つ市町村がですね、結果的に1点の金額が大きくなりますので、どうしても本町の10
件分を1件でといったような現状もございます。とはいって、現在、町内で394品目といふこと
で、これも昨年と単純に比較しますと、170品目程度から394品目に増やしてございますので、
返礼品の数自体といったものは、いろいろ関係事業者の御努力、御協力もいただきながら増

やしてございますが、あとは我々のほうの見せ方といいますか、宣伝の仕方等も、今後もですね、現状に満足することなく努力をしていくほかないんだろうと現段階では考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 満足できないんですね。とにかくあなたにかかっているんです、このふるさと納税の額が倍増するかどうかというのですね。課長が言いましたようにね、やっぱり返礼品のね、内容だと思うんです。それから同じものでもね、お買い得感といいますかね、このまちでは同じものが3個来ると、しかし、こちらのほうでは4個来ると、そういうふうなお買い得感というか、得するといいますか、そういったことでやられているようです、選ぶにね。私、県外の人からもよく言われるんですけども、気仙沼市さん、1位なんですね。東北で1位、全国で10位ということで、ほんで気仙沼市と南三陸町ね、同じ海域だと、同じ海域でどこがどう違うか分からぬから、ほら、要は国民の、国民ってね、納税する方々。何で気仙沼市さんがこういうものを作っているのに南三陸町で出されないのかと、返礼品ですよ、そういう問合せが来ているんです。実はこういうわけで地場産品という制約があるというお話をしてね、納得といいますかお話をしますけれども、なぜなんだろうねと、同じ海はつながってすぐね、隣で海域が同じなのにそこで捕れるものとか水揚げされるものとか、どうしてもそういうことで比較してしまうんだというお話をなんですね。ともあれこれをね、やっぱり町長は、この間の話だと1億円を2億円にしろと特命を受けたようですけれどもね、どうです。2億円にするに当たっての意気込み、どういうふうなね、考えで今から進めるのか。あなたにかかってんですからね、課長。そこんところをお話しください。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 町長からも可能であれば2億円程度を目指しなさいというお話を、今年度に限らず以前から頂戴をいたしてございまして、ようやく50%に到達したといったことで大変申し訳なく思っている状況です。町内の登録事業者の皆様として、現段階では51の事業者の皆様に御理解、御協力を賜ってございまして、可能な限り地場産品といったものを、見え方等も工夫をいただきながら返礼品としてお取扱いいただいてございます。

これは、お隣の気仙沼市さんに限ったお話ではないんですが、例えばこの市町村も今人気があるのが、いわゆるサケの部分でして、その点に例えて申し上げますと、北海道等、不漁のニュースが出ておって、また注目度というのは上がると思うんですけども、本町であれば、今の見せ方といたしますれば、ギンザケ養殖の発祥の地ということで、100%といいます

か、100%にほぼほぼという形で、本町のほうで全てを加工まで扱っているものを返礼品としてお出しをさせていただいていると。

一方で、サケに限るわけではないんですけども、先ほどの家電製品等もですけれども、一部輸入品について大型の工場で加工して、それがその地のふるさと納税の返礼品として現段階では総務省として認められるということですので、若干の輸入品については、純粋たるといいますか、地場産品よりも割安感があるといったのも確かでございます。

そうしました中で、我々のほうではやはり返礼品というものを、絶対的な分母というのは、急激に事業者の皆様に増やしていただくことは、なかなか困難だと思いますので、総務省さんのほうの審査といったものも大分厳しくなってきてございますけれども、製造工程等の区分ですか、一旦、過去にそれは、地場産品としてはなかなか難しいんじゃないかと総務省から回答があったものにつきましても、もう一度、事業者の皆様と製造工程等も含めて意見交換等をさせていただきながら、いわゆる再チャレンジできるものについては再チャレンジするとか、そういう可能な手を打っていくしか今の段階ではございませんので、鋭意努力をさせていただきたいと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ゼひ頑張ってもらいたいと思います。制約がね、厳しくなって、非常に地場産品の中にも何かかしらね、何というか、抜け道では言葉が悪いけれどもね、何とかやり方によつては認められるものも出てくるんじゃないかなという、私個人的にはね、そこをやっぱり考えていかないとですね、従来のままでは、守りでは来ない、お金は。先ほども、公共事業のことも言いましたけれども、これは貪欲に取りに行かないとですね、お金が入ってきませんと思いますのでね、これ以上はね、控えますけれども、あなたの肩にかかっているということを最後にお話をしてね、質問を終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ページ数、先ほど前委員と同じページで質問も同じ形なんですかとも、私もふるさと納税について伺いたいと思います。

説明によると、約3,000万円ぐらい増えたということで、大丈夫ですか、3,000万円ぐらい増えたというそういう説明があったんですけども、その増えた要因、もしお分かりでしたらどのように分析しているのか。

あと、もう一点は、昨今、サポート業者が変わったという、そういうことをお聞きしたんで

すけれども、その変えた理由等を伺いたいと思います。

あと、もう一点は、今年度はどれぐらいの実績で進んでいるのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） いわゆる個人版のふるさと納税の御質問ということで、まず増えた理由といいますか、要因といいますか、先ほど三浦委員の御質問にもお答えさせていただきましたとおり、ふるさと納税というものそのものが日本全体で1兆円を超えるような形になりましたとして、本町に限らずしてふるさと納税として行われる寄附額、要するに国全体としての寄附行為が増えているといったものは、前提として存在いたします。件数といたしますと、そのような中で本町は、令和5年度の件数が5,059件、それに対しまして令和6年度の取扱件数が6,039件ということで、約1,000件の増加ということで、金額は先ほど来、お話をされているところでございます。先ほど若干触れましたとおり、令和6年度途中から委託している業者さんと地元の業者さんの御理解と御協力をいただきながら取扱品目といったものを大幅に増やしてございますし、議員も御覧になったことがあるかと思いますけれども、サイトの見せ方、見え方、写真一つから撮り直し等をして、いわゆる目を引くといったような形の対応をさせていただいてございます。少なからずそういったものが寄附を行う方々の目に触れたといったものも一つなんだろうと思ってございます。

あとは、サポートを変えた理由、いわゆる委託先を変更した理由といったことかと思います。まず第一には、端的に申し上げれば、手数料率が優位といいますか、以前の業者さんよりも町が負担すべき手数料の率が低いといったことが、まずそれは、数字として存在するお話でございます。また、他市町村、今現在お願いしている業者さん、県内外の他市町村を扱われているということですけれども、我々のほうでその業者さんが関係している例えばサイトの見せ方、見え方、そういったものも拝見させていただく中で、目に留まるといいますか、そういう効果等を期待できる取扱いの状況もございましたので、結果的には、委託先を変更させていただいたということでございます。

7年度の現在の進捗状況ということで、すみません、今現在でどうしてもカード決済の関係がございますので、こちらのほうで集計できますのが1か月ちょっと後ろに時期としてはずれる形になりますので、現段階でお話しできる内容といたしますと、7月末現在ということで御理解をいただきたいと思います。7月末現在で金額といたしましては、1,375万円程度の受入れを行ってございます。対前年度比、6年度と比較しました場合には116.43%というこ

とで、16%程度の伸びとなってございます。担当課といたしましては、今年度について申せば、9月の末をもっていわゆるポイントの廃止といった大幅な制度変更がございますので、この9月もこれまでの9月に見るようないわゆる駆け込み需要といったものが期待できるのではないかと考えてございます。ただ、それは全国の市町村どちらも同じですので、この9月に向けまして見せ方等も、繰り返しとなりますが、もう一度、再整理等をさせていただきながら対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 増えた要因としては、総体的に増えたというそういうことで分かりました。

あと、サポート業者の関係は、手数料がよかったですということと、それで一つ伺いたいのは、先ほど課長の答弁にもあったように、県内でも何というんですか、この業者を使っているということなんですが、先ほど前委員のあれにもあったようなんですねけれども、ある程度、2四目のドジョウというんですか、そういったやつを狙う可能性を見たのか、私はそういうふうに取ったんですけども、その辺を伺いたいと思います。

あと、今年度の実績としては、9月にポイントがなくなるということと、あと、例年、年末に増えるというそういうことを聞いていましたので、その辺、課長が努力してもどうなるかどうか分かんないんですけども、しっかり見守っていってほしいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1点目の委託先ということですけれども、2四目というお話がございましたが、取扱いされている自治体の数とすれば、うち2というよりも後ろだと考えてございます。

ただ、一方で、実績として極めてすばらしいといいますか、全国でも相当上位に入られる自治体を複数取り扱っている業者さんでございますし、関係する例えば業者さんですね、町内の事業者さん等とも非常に密接に連携をしていただいてございますので、結果として金額も伸びているといったことに照らせば、本町がその相手方の業者さんの契約先として、一番ではなかったかもしれませんけれども、そういったノウハウ等をお持ちの業者さんを選定をさせていただいて、今後も連携といったものはしっかりと図らせていただきたいと考えてございます。

また、委員からお話がございましたとおり、先ほど申し上げました9月の制度改正に伴うもの、また、いわゆる税の制度に照らして、年末には相当な金額といったものが見込まれます。我々のほうでも9月と12月といったことに限定せずして、年度後半といったことでですね、

ホームページ、サイトのほうの充実等は、引き続き図っていきたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、17款財産収入から22款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に関する質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

初めに、1款議会費、51ページから54ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（高橋伸彦君） それでは、歳出、1款議会費について御説明させていただきます。

決算書51ページ、52ページから53ページ、54ページの上段となります。

1款議会費の支出済額につきましては、1億162万2,301円で、予算に対する執行率は98.17%でございました。執行額につきましては前年対比で7.93%の増となっており、増額になりました要因といたしましては、12節委託料の議会中継システム保守委託料につきまして、前年度、令和5年度までは2款の総務費から支出していたことによるもの、それから、13節使用料及び賃借料において、令和6年度から導入いたしました議会タブレット端末に係る経費について増額となったものであります。

なお、令和6年度中の議会活動の内容及び成果等につきましては、決算附表の21ページから23ページに記載しておりますので、御参照願います。

以上、簡単でございますが、1款議会費の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、53ページから82ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、53ページ、54ページをお開き願います。

最初に、2款総務費全体の状況でございますが、支出済額が25億2,591万1,414円ということで、5年度決算対比で1,300万円ほど、プラス5.6%となっております。主な要因といたしま

しては、財産管理費において復興交付金返還金が2億円程度増えたことによるものであります。

続いて、目ごとに説明をしてまいります。

1目一般管理費につきましては5年度決算対比でプラスの3.1%、予算に対する執行率は97%となっております。一般管理費は職員の人工費などに係る費用でありますと、前年度比増となった主な要因は、定年退職等による退職手当組合負担金の増によるものでございます。

○委員長（村岡賢一君）企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、57ページ及び58ページ、2目の文書広報費でございます。

この文書広報費につきましては、予算に対する執行率は97.16%、令和5年度の比較ではプラスの10.18%となっております。主として、町の広報紙広報南さんりくの発行に係る経費のほか、行政文書の発送等に要する郵送料、その他の通信運搬費といった支出となってございます。

○委員長（村岡賢一君）副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 続いて、3目財政管理費でございます。予算額に対する執行率は90.3%となっておりまして、前年度とほぼ同額となっております。

○委員長（村岡賢一君）会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 続きまして、4目会計管理費です。会計管理費は会計処理に要する経費でございまして、執行率86.44%、対前年度比では約165万円、率にいたしまして122.36%の増がありました。

以上です。

○委員長（村岡賢一君）企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、59ページ及び60ページから61ページ及び62ページの上段、5目の財産管理費であります。この財産管理費につきましては、予算に対する執行率は99.55%、令和5年度との比較ではプラスの22.90%となっており、主として庁舎等の施設や公用車、その他財産の維持管理等のほか、各種基金、積立金等に係る支出となってございます。

次に、同じく61ページ及び62ページから63ページ及び64ページの上段、6目の企画費であります。この企画費につきましては、予算に対する執行率は98.04%、令和5年度との比較ではマイナスの73.37%となっており、主として気仙沼本吉地域広域行政事務組合の負担金や附属

機関、諮問機関の委員報酬等について支出しているものでございます。

なお、令和5年度との比較における大幅なマイナス部分につきましては、令和5年度におけるましましては、総合計画の策定、公共施設総合管理計画の策定について委託により実施をいたしましたほか、過年度、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の返還を執行したといったことがあったといったことでございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、同じく63ページ、64ページの7目総合支所管理費でございます。総合支所の管理運営に要する費用でございまして、施設の維持管理費を支出しております。予算執行率は94.6%、対前年度比較ではプラスの1.2%でございまして、おおむね前年度同様の決算となっております。

○委員長（村岡賢一君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 続いて、8目交通安全対策費ですが、予算額に対する執行率は80.4%、5年度決算対比ではプラスの17.2%となっております。交通安全活動に要する費用のほか、交通安全施設整備に要する費用を支出しておりますが、カーブミラーの設置を3基行ったため増額となったものであります。交通事故の発生状況、交通安全指導員の活動概要は、決算附表25、26ページを御参照願いたいと思います。

続いて、9目防犯対策費につきましては、防犯活動に要する費用を支出しております。予算額に対する執行率は67.9%、前年対比ではマイナスの5.2%となっております。

次に、65、66ページをお開きください。

10目危機対策費について、予算額に対する執行率は81.1%、対前年比では155.0%の増となっております。増因の要因は、宮城県9.1総合防災訓練の共催に伴う経費及び津波避難誘導看板設置によるものであります。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、65ページ及び66ページから67ページ及び68ページの上段、11目の電子計算費でございます。この電子計算費につきましては、予算に対する執行率は99.22%、令和5年度との比較ではマイナスの2.26%となっており、主として、行政サービスの提供に係る電算システムや府内LANシステムに係る支出となってございます。

次に、同じく67ページ及び68ページから69ページ及び70ページの上段、12日のまちづくり推進費でございます。このまちづくり推進費につきましては、予算に対する執行率は81.54%、令和5年度との比較ではプラスの7.47%となっており、主としてふるさとまちづくり基金へ

の積立金、その他のふるさと納税の受入れに係る経費のほか、おらほのまちづくり支援事業補助金等に係る支出となってございます。

次に、同じく69ページ及び70ページ、13目の地域交通対策費でございます。この地域交通対策費につきましては、予算に対する執行率は99.47%、令和5年度との比較ではプラスの5.17%となっており、主として町内乗り合いバスに係る支出となってございます。

続きまして、同じく69ページ及び70ページから71ページ及び72ページの上段、14目の地方創生推進費でございます。この地方創生推進費につきましては、予算に対する執行率は92.42%、令和5年度との比較ではマイナスの38.79%となっており、高校魅力化事業や移住定住、地域おこし協力隊といった事務事業に係る支出でございます。

なお、令和5年度との比較におけるマイナス部分につきましては、令和5年度におきましては、うみべの広場整備工事を行ったほか、うみべの広場の整備に伴う回遊状況調査を行ったといったことによるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、71ページ、72ページ中段から2項徴税費です。町税の賦課徴収及び収納の事務に要する費用を支出しております。予算執行率は91.0%、対前年度比較ではプラスの20.2%となっております。

1目税務総務費は、税務担当職員の人事費が主な内容でございます。予算執行率は97.7%、対前年度比較では、職員数の減少によりましてマイナスの8.7%となっております。

71ページ、72ページ下段から73ページ、74ページを御覧ください。

2目賦課徴収費は、町税の賦課徴収及び収納に要する物件費が主な内容でございます。予算執行率は85.2%、対前年度比較ではプラスの76.5%でございまして、大幅な増額となっております。増額の主な理由は、町税の事務に係る電算処理等のシステム関連費用について、令和5年度予算までは、1項の総務管理費において一括での予算計上としておりましたものを、令和6年度予算からは、2項の徴税費での計上となりましたことから、12節委託料と13節使用料及び賃借料が増額となったものでございます。

次に、ページ下段から75ページ、76ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費です。戸籍事務及び戸籍基本台帳事務に要する物件費や職員の人事費等を支出しております。予算執行率は96.6%、対前年度比較ではマイナスの12.2%となっております。減額の主な理由は、職員の人事費、戸籍システムの改修業務委託料の減額によるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 続いて、77、78ページ、4項選挙費でございます。選挙管理委員会の運営や選挙の執行に要する所要の経費を支出しております。項全体では、予算額に対する執行率は94.7%、前年対比は24.7%増となっております。

1目選挙管理委員会費については、選挙管理委員会事務局職員の人事費及び事務的経費を支出しております。予算執行率は91.0%、前年度対比は22.1%の増となっております。増額の要因につきましては、システムの標準化に係るシステム改修業務の事業によるものでございます。

2目衆議院議員総選挙費につきましては、予算に対する執行率は97.1%、なお、選挙費の執行状況等につきましては、附表の43、44ページを御参照願います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 続きまして、79ページ及び80ページ、5項統計調査費でございます。

5項1目の統計調査総務費につきましては、予算に対する執行率は90.12%、令和5年度との比較ではプラスの7.28%となっており、主として、統計調査事務に係る職員の人事費といった支出でございます。

同じく5項2目統計調査費でございます。予算に対する執行率は71.88%、令和5年度との比較ではマイナスの36.24%となっており、そのマイナスの部分につきましては、令和5年度におきましては、住宅土地統計、漁業センサスが実施されたといったことによるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 議会事務局長。

○監査委員事務局長（高橋伸彦君） 続いて、6項監査委員費です。

79ページ、80ページ下段から次ページ、81ページ、82ページの上段となります。

監査委員報酬及び事務局職員の人事費のほか、監査委員事務に関する経費を支出しております。予算に対する執行率は93.98%、対前年度比較は25.5%の増となっており、人事異動に伴う人事費の増によるものでございます。

以上、簡単ですが6項監査委員費の細部説明とし、2款総務費の細部説明を終わらせていただきります。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりました。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後1時09分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き審査を続行します。

歳出、2款総務費の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1件だけ質問させていただきます。

財産管理というところでお伺いしたいんですが、ページ数をお示しできない質問になるかと思います。使用目的を終えた施設、例えて言うなら林際地区にあった町民プールであるとか、ああいった感じの現在使用していない、維持管理費もかかっていないかと思うこういう施設の在り方というか現状、今後どのように対応していくのか。あと、そういった施設って何か所ぐらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、委員からお話のございました旧林際小学校にある以前の町民プールといった部分ですけれども、教育財産としての用途廃止がなされまして、現在は、当課のほうで取り扱わせていただいてございます。そのプールに限らずして、当初の使用目的といったものを終えましてそのまま存在する施設といったもの、大物ですと旧戸倉中学校の体育館ですか、あとは旧林業村落センターですか、そういう施設もございますけれども、当然、町あるいは地域の方々も含めまして有効な利活用策といったものを見いただせれば、そちらのほうへの活用といったことも考えられますけれども、現段階では、直接的にそういうリンクするような、符合するようなお話といったものも今現在ございませんので、引き続き当課では、利活用策といったものを関係課の意見も聞きながら模索はするものの、まずは、事故防止等の安全管理策といったものを徹底していく必要があるんだろうと考えてございます。最終的には解体等となるかと思いますけれども、当然、解体には、アスベスト対策等も含めましてそれ相当の費用といったもののがかかりますし、単純な解体となった場合に国・県の補助があるかというと、なかなか厳しい状況でございますので、財政状況等にも照らしながら、かつ利活用策といったものも継続して検討しながら、最終的な在り方といったものについては、各施設ごとに考えていきたいと思ってございます。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 最低限の軽微な管理費なので、さほど費用もかかっていないんだろうと。それ

から、費用の捻出というのは、頭を悩めるところだと思いますけれども、鋭意努力願いたいなと思います。ただ、一個だけ確認したいのは、該当する財産は、借地とかというふうなものも発生していないというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ほぼほぼが町有地でございますけれども、一部につきましては、借地ということで民間の方のほうからお借りをして、現在、そのまま施設が存在するといった場所もございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、総務費ですね、2款、3点お伺いいたします。

1つ目、ページ数は65、66ページ、1項10目危機対策費の10節需用費で、附表は26ページが参考になるかと思いますが、災害に備えた備蓄品の整備ということで、備蓄倉庫及び子育て支援センター等、非常食、長期保存水等で96万円という計上でございましたが、お聞きしたいのは、毎年更新されていると思うんですが、ローリングストック方式で循環されているかどうか、お尋ねします。

それから、2点目は、ページ数が69、70ページ、1項14目地方創生推進費12節委託料、移住定住相談支援業務委託料としてここでお尋ねしたいのは、附表を見ますと、附表は32ページ、33ページですが、移住相談登録者数がずっと増加してきたんですが、6年度に一気に減っていらっしゃると数字は見て取れます。そして、ほかの数字等も見ますと、移住した数、移住者ですね、8組8名ということは、全て単身者というふうになるのか等とですね、あとで移住体験ツアーも6回開催で8名参加、何か成果としてはあまり何でしょうね、いい成果だったと思えないような数字を見て取れるんですけども、何か要因があったのでしょうか。その背景的なものも含め、可能な限り御答弁いただければと思います。

それから、3点目は、附表でお話ししたいと思いますが、42ページ、マイナンバー関連事務ということで、この資料に記載されているとおり読み上げますと、人口に対する交付枚数率が88.3%、高い数字というふうに理解したんですが、これは、交付枚数というのは、確認です、カードとして発行されている枚数なのかどうか、その点をまずお聞かせいただけないでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 備蓄品の整備ということに関しましては、私から答弁させていただきます。

委員御指摘のとおりローリング方式といいますか、古いものから順に使って新しいものをストックすると、そういう方法で備蓄しております。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 2点目といたしまして、移住定住関連で大きく3点の御質問でございました。

まず、移住相談窓口の登録者数の減少といった部分でございますけれども、附表にございますとおり、結果として令和6年度は61名にとどまったといったことでございまして、特別何かしらの直接の要因があるかというと、特段の要因というものはないんだと考えてございます。対応とすれば、今後もホームページ等を含めまして本町の情報発信といったものに力を入れていく以外にないんだろうと考えてございます。御理解を賜りたいのがですね、この移住定住相談支援業務委託料を対象といたしている業務では、地域おこし協力隊の方々のサポートといったこともですね、6年度から力を入れていただいてございますので、その点だけは申し添えさせていただければと思います。

また、移住した人数、8組8人ということで、委員御指摘のとおり単身での移住という形で整理をさせていただいておるものでございます。

また、移住体験ツアーや、6回の開催にして参加者数8人ということですので、結果としてお1人の方が重複しているといったこともあろうかと思いますけれども、今後も、これも様々、受託業者さんの方には、ツアーカーの在り方ですとかいろいろ御検討はいただいておりますものの、年々参加者数としますれば、減少傾向にあるというのは確かにところでございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） マイナンバーカードについて、枚数なのかどうかという御質問に対しては、交付枚数ということで御回答させていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤俊委員 では、1点目につきましては、ローリングストックされているということで、備蓄品も循環されているということで理解いたしましたが、そこで、さらに踏み込んでお聞きしたいのは、当然その非常食、長期保存水というのは、誰にとっても必要なものというふうに思うんですけども、その一方でですね、どうしても配慮が必要なケース等についても、ある程度、想定はされているんじゃないかなと思うんですが、配慮が必要なケースというのは、要するに御病気を持っている方ですとか、ちっちゃいお子さんですか、あとはアレル

ギーの方とか、そういった配慮が備蓄品に対してどこまで考慮されているかというのをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

そして、移住定住相談支援業務については、なかなか何でしょうね、よいときもあれば悪いときもあるかもしれません、とはいえですね、明確にやっぱりビジョンとかいろんな委託業者さんというのは、ミッションがないとなかなか成果としては上がりづらいのかな。要は、どこも競争していますので、全国一律ですね、そういった中で、登録者数も一つのパロメーターかなというふうには思ったんですけども、特段理由がないということで、さてどうしたものかというふうになるんですが、数字を見ていると、地域おこしも含めなんですが、どうしても単身者が一つの基本線になっているのかなというふうには考えてしまうんですけども、ある程度そういった工夫とかというのはお考えいらっしゃるのかどうかというですね、登録についても、例えば基本的には本人が登録されているんでしょうけれども、何かファミリー登録をちょっとやってみようとかですね、登録も細分化することでマッチングですか、その方々が、移住希望者が求めている方々のいろんな課題とか問題とかニーズとかも、いろいろマッチングしながら進めていくと、もっと工夫の余地はあるのかなというふうに思いますし、国のはうでは、制度的に何でしょうね、どうしても揺れ動いているので、ここで確かなことは言えないんですけども、ふるさと住民登録制度をやるよとかですね、いろいろ始まっていらっしゃるんですよね。二拠点地域移住ですとかでね、いろいろやっていらっしゃるんですけども、そういったことも含めて委託先と町とでしっかりと連携してですね、こういったところにてこ入れできるのではないかなどというふうに思ってしまうんですが、その点は、6年度の数字を踏まえていかがでしょうか。

そして、マイナンバーについては、課長の答弁ですと、カード発行枚数ということで伺ったんですけども、そうするとあれですか、今、人口が1万1,000人ほどだと思うんですけども、その88%ということは、ある程度、ゼロ歳から高齢者まで発行されているという理解でよろしかったのか。確かに年齢は、ゼロ歳からマイナンバーは付与されると思うんですけども、カードを15歳以下の方が持つには、法定代理人が申請して作成しなきゃいけないというルールもあると思うので、これぐらいの交付枚数率というのは、すごい逆に高いなと思ってびっくりしたんですが、そういった現状という理解でよろしいでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 備蓄品の配慮という点につきましては、例えばお子さんであったり小さい子供たちに対しては、ビスコとかそういったふだん食べているよ

うなものも備蓄しておりますし、そういったお子さん方が例えば避難所に来た場合には、そういういたものも提供して配慮をしているといった現状でございます。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 移住定住といった部分でございます。委員のお話にございましたとおり、本町の魅力等に着眼をいただいている方というのは当然いらっしゃいます。都市部で住宅業者と当課の職員も一緒にですね、同行しまして、個別相談会的なものにも関わらせていただいてございますけれども、例えば同じ方が複数回、本町のブースにお越しいただくとですね、強い関心といったものをお示しいただいている方もいらっしゃるといった現状にあります。

そうしました中で、直接当課に対して御質問あるいは御意見とかお問合せいただく内容としますれば、住まいの部分についてのお問合せといったものはございます。現在、空き家バンク等といったことで、町のほうで対応はさせていただいてございますけれども、ニーズに見合うような空き家がなかなかマッチングしないといった現状もございます。空き家として御登録いただいた場合にも、そのニーズに合わせるためには、リフォームを超えてリノベーションなるもののような大規模改修が必要となる場合もございますし、なかなか直接的ですね、直ちに複数者のいらっしゃる世帯のニーズにお応えできるかというと、厳しい状況であるのは確かです。

また、国のほうで推し進めようとしている二拠点居住なるものまだ具体詳細は、なかなかつかめないところではあるんですが、いずれにしましても短期間で仕事をする場所、滞在の場所として選択いただくに当たりましても、滞在場所といったものがネックになってこようかと思いますので、現実的に当課で現段階で対応し得るとすれば、やはり空き家等の把握と、そういうた登録制度への促し等といったことをですね、引き続き進めていくほか現段階ではないんだろうと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。お待ちください。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） マイナンバーカードの交付率に関してなんですかけれども、今、直近の資料ですね、県内の状況が分かる資料をですね、町のほうに提供されたりするんですけども、その資料で申し上げますと、交付率の平均が県内で88.7%ということになっておりまして、県内としても高い率になっておりますので、当町でも平均レベルというところで御回答とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 ではですね、備蓄品については、副町長の答弁で分かりました。もちろん対象者が、何でしょうね、本当に一部に、数の比率からすると本当に限られた人数なのでですね、その数というのは、決して多くはないと思うんですが、とはいえる、やはりいろんなケースの対応というのは、特に危機的状況に陥った場合は、必要かなというふうに思いますし、あと、ここでは、備蓄品についていろいろ対策されていることは分かったんですけども、今後について、例えばなんですが、災害から助かったはもちろん大事なんですけども、助かった後ですね、生き延びるための備蓄品であったり非常食だったりと思うと同時に、T K B 48、トイレ、キッチン、バス、48時間以内に整備するというですね、災害関連死を防ぐためのコンセプトでうたわれているものなんですけども、そういった備えについて、数の大小はあるにせよですね、考えるべきではと思いますが、その点についてお考えがありましたらお伺いいたします。

それから、移住定住相談については、今後もですね、いろいろ工夫は必要かなというふうに思いますし、どうしても町から受託業者さんに委託されている以上ですね、連携を密にというのをいつも言っていることなんですけども、例えばなんですけども、これは一つの考え方なのでやるやらないではないんですけども、移住定住センターの委託について、例えばセンターの受託業者に対する権限じゃないな、業務内容をもう少し何でしょうね、権限を拡大してここまでやってほしいというものを求めたりですとか、あとは、ふるさと納税の場合ですと、何か成果的なもので委託料も上下するということで、インセンティブを設けるとかという工夫は、例えばこのことについてはできないものなのかどうかというですね、その点をお伺いしたいと思います。

マイナンバーについては、高い交付率ということで分かりましたが、ただ、とはいえる持つもですね、なかなか使い勝手がどうなのという声はやっぱり多いと思いますし、持つメリットの分かりにくさは、いまだに存在しているんじゃないかなと思います。とはいえるそこは、しっかりと周知していくしかないと思うんですが、同時に信頼性ですね、信頼性も、国でも結構トラブルを起こしていてなかなかどうなのという部分は、皆さん御存じだと思うので、信頼を高めるために、自治体としても現場の運用とか住民対応とか内部統制とか、いろいろ整理は必要かなというふうに思っています。有効に活用するためにですね、ぜひシステムを強化するだけじゃなくて、使う人、マニュアルの整備、職員研修だけじゃなくて不正防止対策ですかインシデント対応訓練等々は、現時点では必要ないかもしれません、今後、そういうふうにしっかりと制度を守っていくためにも必要と考えますが、その点、できることは

ないでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 備蓄品についてであります、食料品に関しましては3日分ということを大原則としておりますので、それに見合った分を想定して確保しているといった状況です。トイレにつきましては、一定程度の備蓄はしてありますが、災害の状況、また、今後の状況を加味いたしまして、適時、必要な見直しを含めて検討してまいりたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 移住定住センターの内容で、御質問とすれば2点だったと思うんですが、まず、センターのほうの受託側のほうのミッションといいますか、こちら側から委託させていただく内容の拡大といったお話でございましたけれども、令和6年度、特に今年度に入ってからもなんですが、センターさんには、地域おこし協力隊の先ほど申し上げましたとおり、サポートといったものにも傾注いただきたいといったお願いをしてございます。なかなか委託側として費用を圧縮させていただいている、費用といいますか、御用意させていただく予算を圧縮させていただいている中でもございますので、今は、可能な限り最大限の御対応をいただいているんだろうと我々は評価、考えさせていただいてございます。

そうしました中で、例えば移住者の実績に照らした成功報酬のような仕方、仕組みはどうかといったお話だと思うんですけれども、センターとして常駐いただきござりますので、当然、固定費的な経費といったものが必要になってくるかと思います。ただいま申し上げましたとおり、常駐でセンターを開設いただきながら、他方、地域おこし協力隊のサポートといったものもミッションの一つとして御了解をいただきて御努力をいただいているといった状況でございます。直ちに移住者といっても、移住も例えばですね、何か月、では住めば成功と言えるのかとかといった問題も、なかなかそれは、非常に難しい課題があるかと思いますので、移住実績に伴った成功報酬的な契約といったものは、現段階では困難だろうと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） マイナンバーの交付事務に関しましては、統一されたシステムの中で受付業務、交付業務等を担っているわけで、引き続き対応マニュアル等ですね、複数人で確認するなど、そういったところで事故の防止に努めていきたいというふうに思っておりますし、普及面というところではですね、有効ですね、パン

フレット等もですね、町のほうで作成などしておりますので、そちらでマイナンバーカードを持つことによってこういったメリットがありますよとか、こういったことにも使えますよとか、そういうことがありますね、分かりやすく書かれているのかなって思いますけれども、ただ、書かれているだけではなかなか浸透していかないという部分もあると思いますので、窓口に何かの用事でお越しになった際にですね、そういった普及の面についてもですね、引き続き行っていきたいと思っております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 確認なんですけれども、今、備蓄品の話がありましたが、災害時にそれを放出するというかね、皆さんに提供するということになるんですが、自然災害、地震、津波とかね、火災もそうだと思うんですが、水道の断水、それも放送でね、この地区は何時から何時まで断水しますからくみ置きしてくださいと放送が流れるわけ、それはいいんですが、突然と放送なしで断水した場合、備蓄されている水を供給することができるのかどうか。通告しなくてしゃべってごめんね、突然でね。確認のために。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 過去においても、給水車等の準備が間に合わずそういった備蓄品を使用したといった例もあったと思いますので、その辺は、ケース・バイ・ケースで対応可能と考えております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私もね、当然そうなるんじやないかと思っていたんですがね、そこに管理している行政区長さんなりあるいは防災会の会長さんなりいるわけですけれども、そのことは、その責任者の方々に周知していただきたい。周知ね、こういう場合でも出してもいいですよという。解釈によってね、これは地震でも津波でも火災でもないと、出せないというのが現にありましたんでね、それで困ったということで私のところに話が来たんですがね、その辺、その管理者の方々にね、周知徹底をされておいたほうがそういったトラブルはないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 基本的には町のほうで用意をしたいと思いますが、今おっしゃったような事例もあるかと思いますので、そういった周知については、意を用いてまいりたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点ですかね、お伺いいたします。

ページ数は、68ページになります。12目まちづくり推進費の中で夢大使謝礼という項目がございます。47万8,742円。現在ですね、ちょうど、今、町の広報でたしかその御紹介をしていただいていると思うんですけども、令和6年度の決算ですので委嘱というんですかね、お願いした、委任した方が何人いらっしゃるのかということ。夢大使の皆さんには、町のことをPRしていただく、町の知名度を上げていただくという活動に従事していただいているというふうに思いますので、大変感謝申し上げたいなと思いますし、そういった方々にそういった活動をお願いするに当たっては、やはり直接ですね、顔を合わせて、委嘱状みたいなものがあるんであれば直接手渡しをするということは、これは非常に大切なことだろうと私は思っておりますが、どういった場所でそういった委嘱、何というんですか、お願いする委嘱式というか式典、式典ではないのか、いうのが行われているのかをお伺いします。この夢大使謝礼というのは、日頃の活動に対しての謝礼ということなのかどうか、併せて確認したいと思います。それがまず1点目です。

続いて、72ページ、こちらは何項になるんだ、1項14目地方創生推進費の中の上から七、八段目ぐらいに地域おこし協力隊活動推進補助金ということで、5,700万円ほどですね、支出をしております。これは、地域おこし協力隊の活動としては、人件費相当分と活動に対しての事業費相当分がたしかあったかなと思うんですけども、それを全て、全員分合わせてこの金額なのかということをまずお伺いします。

その上で、さらにお伺いしたいのは、地域おこし協力隊の皆さんがその後も引き続き町の中で活動する、定住するというようなことも目的の一つなのかなと思いますので、その実績ですね、または、移住につなげるためにどういったことをなさったのか、令和6年度。もう一つ、域内で経済を循環することが大切だよねということを総括的質疑でも町長とお話をしました。となれば、なかなか町内に仕事がないという状況でもありますから、新しい仕事であるとか新しいムーブメントみたいなものをですね、地域おこし協力隊の方々に起こしていくだく、立ち上げていただくということも期待するところかなと思いますが、そうはいってもなかなか並大抵のことではないと思いますが、そういったことがうまく生み出されていたのかどうか、お伺いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 初めに、夢大使の件でございますが、6年度といたしますと、26名の方々に委嘱をさせていただいてございます。その方々に対しましては、いわゆる委嘱状に

つきまして、委嘱状の交付式といったものを、東京会場と仙台会場で開催をさせていただいてございます。その委嘱状の交付につきましては、町長から直接、御出席いただいた大使の方々お一人お一人に手交させていただいているといったところでございます。

なお、会場につきましては、いわゆるホテルあるいは飲食、6年度につきましては食事を取るような場所ということで、食事をお取りいただきながら大使同士の意見交換もしていただいているといった状況です。

また、夢大使に対する謝礼でございます。47万8,000円程度、決算ということでお示しをさせていただいてございます。その内容といたしましては、大きく2つございまして、1つはみらい創生塾、いわゆるみなゼミと言われた事業でございますけれども、そちらのほうに講師として6年度は8名の方を、お願いをさせていただきました。その際のいわゆる旅費相当等について、謝金、謝礼ということでお支払いをさせていただいたと。また、1年に1回、御挨拶を兼ねて南三陸の地場産品といったものを、粗品といいますか、些少ではございますけれども、お送りをさせていただいているといったものでございます。

続きまして、地域おこし協力隊でございます。地域おこし協力隊の決算額全体として申しますと、委員御指摘のとおり、いわゆる人件費相当額と活動費といった、大きくは2つに分けたものの合算額が補助金としてお示しをさせていただいております。令和6年度までは、お1人年間最大520万円ということで御用意をさせていただいているところでございます。

地域おこし協力隊の方々の定住移住実績ということでございますけれども、これまで本町の地域おこし協力隊にあった方で今現在も居住といいますか定住いただいている方とすれば、我々の手持ちでの押さえですけれども、6名程度なのかなと思ってございます。逆説で申し上げれば、なかなか定住につながっていないというところも表れる結果となってございます。

また、当該定住移住に向けた我々の取組ですけれども、これまでですと、3年間、元気にといいますか、健康に留意しながら御活躍をいただいて、3年後には、御自身のお考えで4年目を見いだしていただくということにとどまつておったんですけども、現在はいろいろと我々のほうでも、事業者と意見交換もさせていただきながら、ある程度、町に限らずして、事業者さんのほうでも移住定住に向けた何かしらの対応策といったものについて、しっかりと把握していただきたいということを、お伝えをしております。

新たな事務事業の掘り起こしといいますか、そういう点につきましては、当然、町の産業、最終的には、まちづくり全体に寄与するかどうかといったものがその事業の評価となると思しますので、受入れ事業者となつていただく方々双方にとってプラスであるといったことの

前提の下、我々も事業者の皆様の御理解、御協力をいただきながら、そういった事業計画と
いったものを、今後、裾野が広がっていけばもっともだと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 夢大使の皆さんにぜひ頑張って活動していただければなというふうに、私も、
お会いしたことがある方もいらっしゃるのかなというふうに思います。その交付式、仙台と
東京のホテルでというお話をしました。そこでの費用というのは、どの辺りに出てくるんでしょ
うか。

そして、地域おこし協力隊のほうですけれども、すみません、それに移る前にもう一つ、今、
夢大使の皆さんにみなゼミでの講師をお務めいただいたというお話がありました。みなゼミ
は、人材育成という意味で非常に重要だろう、町長が力を入れて取り組んだ事業かなという
ふうに思っておりますが、すみません、附表に関しては、どこに出てくるんでしょうか。私
が見落としているだけなのかなと思うんですけれども、総務費の中では、すみません、見つ
けられなかったので、どういった活動が行われていたのかということをお伺いしたいなと思
います。

地域おこし協力隊ですけれども、これも附表でいくと、地域おこし協力隊に関してのことは、
35ページにですね、掲載されていると思うんですけれども、まず最初にお断りしておきます
が、現在、頑張って活動していただいている協力隊の皆さんをおとしめるようなつもりは全
くありません。ぜひ担当部として、担当課として強力にサポートしていただきたいなと思
いますが、この附表には載っていない方、載っていない活動があります。様々なうわさも聞き
ます。うわさレベルの話をここでするのかというところもあると思いますので質疑しないこ
とも考えたんですが、したほうがいいと判断しました。短い期間で退任された方がいると思
うんですけども、総務省の基準に従っていけば、任期は1年以上3年未満という内容だと
思いますので、1年未満で解職、解職って音で聞くと何だかよく分からぬ、退任と言わせ
ていただきますけれども、退任された方に対しての交付税措置だと思うんですけども、の
対象にはならないよということだと思うんですけども、ただ、活動はしていただいていま
すから払わなければいけないと思うんですね。これはどこから出たのかお伺いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、1点目の夢大使の皆様との意見交換会の費用でございますが、
交換会そのものの費用となりますと、まちづくり推進費の68ページの食糧費の一部となるも
のでございます。意見交換会の部分について申し上げますと、東京会場が21万9,500円、仙台

会場が18万9,000円といった数字になってございます。

また、大変失礼をいたしました。みなゼミのほう、附表への表示といったものが欠落しておったんですが、6年度の実績について申し上げさせていただきますと、みなゼミ自体は12回開催させていただきました。塾生の方々、20名、御応募といいますか御参画をいただきまして、なかなか塾にお仕事の関係で来れないといった方もいらっしゃいまして、結果として、20名中18名の方々が卒塾といった形で整理をさせていただいてございます。

3点目の地域おこし協力隊でございます。委員御指摘のとおり、6年度は年度途中、任期途中の御退任といいますか解職といった方々が、例年に比べて数としては突出して多かったといった事実がございます。6年度中の途中退任といたしますと、5名の方が年度途中に、任期途中に退任となってございます。

この任期途中の退任に対する財源の手当といった部分で、当然、特別交付税といったものを予定して我々のほうは、仕組みとしてはつくっておるんですが、総務省のほうでは、12月に満たない方については交付税措置をしないといったことで、そこも若干の幅がございまして、11月以上で、その事情によってということでいろいろと県を通じてやり取りするという場面はございますけれども、基本的には11月以上、12月、勤務ではないですね、従事いただいた初めて特別交付税措置の対象となるということになります。結果としますれば、特別交付税措置がなされない方々については、町の財源からの対応ということになろうかと思います。

○委員長（村岡賢一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 夢大使の交付式、意見交換会というお話をしたか、意見交換会ということで意見交換することは非常に大切だというふうに思いますが、あまり、今、物価高騰でとかですね、町民の町税は上がらないよねという話を歳入でもさせていただきました。そういう状況の中で、どうしてもそこでやらなければいけないのかということは、考えていただいたほうがいいのかなというふうにも思います。非常に、一方でそういった活動を、ある種、無償でというか、こちらからお願いする以上ですね、礼を尽くすということも、これは必要だと思いますけれども、そのラインですね、町民の皆さんの中から、あれ、おかしいんじやないかというふうに思われないようなラインを引いていただくほうが私はいいのではないか。決算ですので、私は、そのラインをはみ出しているのではないかとあえて言わせていただきたいと思います。

みなゼミに関しましては、2年間で私のごく親しい人といいますか、参加していまして、南三陸町のこれからを担っていただくという意味では、それこそ町長が築いてきた人脈を生か

して、町の若手と一線で活躍していただいている方々をつなぐという意味で非常に有意義だったんだろうというふうには思っております。それがぜひその後の町の活動につながっていくように、これからも、私も含めてですが、サポートしていく体制を、町を挙げて取っていかなければいけないのではないかというふうに思いました。

それから、地域おこし協力隊に関してです。1年に満たない場合、国の財源じゃなくて町の財布が傷むから、だからというわけではもちろんないんですけども、もちろん個別の御事情がたくさんあって、いろいろあって、やむを得ないという事情の方がほとんどだろうというふうに思います。そういう方々を、何というか、こういう場でどうしても誰々というのを、非常にばかられるなと思っているので、今、辞めた方、退任された方は5名ということになってしまうと、5名全員に対して私が言っているみたいになってしまうので、そこは誤解のないように聞いていただきたいんですけども、まず、町に来てくださったということだけでこれは大感謝ですよ。それはそれで大前提としてあった上で、十分な活動ができないに、それがもし引受けする企業側であるとか団体側であるとかの体制に何らかの問題があつてそういう状況に追い込まれてしまったのだとすれば、それは非常に悲しいことだと思います。ですから、それを取り扱う、取り仕切る、責任ある立場の人がこれは必要だと思います。担当課としてどのように責任を感じているのか、お伺いします。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1点目の夢大使の意見交換会でございますけれども、まさに委員から御発言ございましたとおり、お世話になっている大使の皆様に礼を尽くすといった部分は前提としてございます。6年度の東京会場に限って申せば、会場は東京でございますが、南三陸の地場のものを提供いただくといった場所でもございましたので、そういうことも踏まえながら採用させていただきましたけれども、御指摘いただいた部分も含めましてですね、今後の会場選定等といったものには、しっかりと理由といったものが成立するような形で我々のほうでも意を用いてまいりたいと考えてございます。

2点目、みなゼミでございます。5年度には24名、6年度には18名ということで、合計で42名の方々が卒塾されました。2年度、実施をさせていただいた事業でございましたけれども、委員からお話をございましたとおり、卒塾された方々、みなゼミに入っていない方々とも連携をしながら、まちづくりといったものに積極的に携わっていただいているものと考えてございます。特に、みなゼミの場をきっかけにしまして、都市部でのイベント等にですね、ボランティア的に従事をいただいた、逆にそういったものを発案いただいたということで、南

三陸町の産業振興といったものにも大いに御活躍をいただいてございますので、担当課といったましましても、みなゼミが終わったから終了といったことではなくて、まちづくりといった全体の中でですね、塾生として卒業された方々との連携といったものは、引き続き考えていきたいと思っております。

地域おこし協力隊でございますが、結果として6年度には、任期途中、年度途中での退任が5名ございました。お話をございましたとおり、隊員の方からすれば、少なくともといいますか、3年間、この地で御興味のあるというか、ノウハウ等をお持ちの事務事業に従事されて、その後の4年目以降といったものを描いた上でお越しいただいたと、改めてその点について御礼を申し上げなきやないと考えてございます。

一方で、一つの年度で5人の途中退任といったことは、数とすれば物すごい大きい数字でございますので、我々のほうでも受入れ事業者の皆様、あるいは、もちろん隊員の方々もですけれども、委託先であるセンターさんほうとも様々協議等といったものは重ねさせていただきました。やはり原因としますれば、書類だけでは見えない事務事業のミッションの現実的ないろいろクリアしなければならない課題ですとか、あとは、実際に活動いただく環境がどういった、ハード的な環境がどうかとか、そういう部分でなかなか意思の疎通といったものが、しっかりと入り口で図られていなかつたというのが現実として確認してございます。

先ほども若干触れさせていただきましたが、現在、当課のほうでは、7年度からになりますけれども、受入れ事業者の皆様に事業計画を御提出いただく段階で、隊員の方を受け入れた後に、最長で3年間となりますけれども、3年間、どういった御支援といったものをされて、結果として引き続いて雇用を予定するのか、あるいは、起業・創業といったものを目指される方を受け入れるのであれば、当該起業・創業といったものに向けて、その事業所、法人としてどういった具体的な支援策を講じる予定があるのかといったものを、我々だけではなくて、実施計画を目にされて応募しようとされる方の目にも触れるような形でしっかりと明文化をいただきたいということにしてございます。

また、加えまして、当該計画が本町の産業、まちづくりにどういったプラスの作用をもたらすかといった点につきましては、過去は、これまで当課のみの判断であったんですが、7年度になりますからは、関係する課のほうにもその計画について目を通すようお願いをいたしまして、単なる労働力といった形の終わり方にならないような形で3年間お過ごしいただけるよう、可能な限りの策は、現段階で講じさせていただいているといった状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかにありませんか。伊藤俊委員。2回目ですよ。

○伊藤 俊委員 では、2巡目ということで、1点だけお伺いします。後藤委員と同じ思いで質問させていただきたいと思います。

72ページの1項14目18節の地域おこし協力隊活動推進補助金でございます。今、内容を伺いまして、課長にとっては耳が痛いやり取りになるかもしれません、制度を使うからこそしつかりですね、やっぱり運用していかなければなと、目的を達成していかなければいけないなという思いでですね、質問させていただきたいと思います。

附表35ページを見ますと、先ほど後藤委員がおっしゃったとおりですね、6年度募集受入れ内容で、受入れ事業者が附表には5件なんですけれども、ホームページ上は、実は9件募集されて、①から⑨まで事業者さんが並んでいます。私も全いろいろな申請内容とかを拝見させていただいたんですけども、残念ながら結果としては退任が多かったということで、いろいろ見てまいりました。今の審査基準についても、よりバージョンアップというか、反省点を基にブラッシュアップされているということは伺ったんですけども、同時に、先ほど答弁がありましたとおり、書類だけでは見えないものがやっぱり大切であるということからすると、入り口だけではなくてその後のチェック体制であったりとか、言わば伴走支援体制が不十分ではなかったのかなというのが率直な感想でございます。そういう意味で、入り口だけではなくて、その後のですね、採用した後の、赴任された後のいろんな事業のチェックであったりとか、町として総務省の何でしょうね、法令には、伴走支援というのは欠かせないものなのかなというふうに思いますので、その辺の考え方ですね、お聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこし協力隊の6年度の実績となりますと、先ほど来、申し上げているとおりでございました。地域おこし協力隊になられ、本町にお越しになられて、地域おこし協力隊として御活動、御活躍をいただくといったことは、受入れ事業者の方からすれば雇用関係といったことになりますが、当然、我々からすれば、委嘱といった手続を通じてございますので、委嘱後のサポートといったことは、一事業所のお一人といったことはなくて、町の地域おこし協力隊の方であるといった我々がですね、自覚を持ちながらしっかりととしたサポートが必要なんだろうと、改めてそういったことは考えさせていただいてございます。まさに伴走支援といったことでございまして、先ほども若干別な御質問で申し上げましたが、移住支援センターの方には、地域おこし協力隊の方々、当然、受入れ事業者

の方のほうも含めまして、サポート体制といったものに御協力をいただきたいといったお願ひをしてございますし、先ほど若干触れさせていただいてございますが、我々のほうでこれまで、反省といたしますれば、委嘱までの手続といったものに重きを置いていたといったところがございますので、その手続以前に必要とするしっかりと明文化すべき部分等について、相手方にお知らせをするといった初步的な内容についてですね、その方の3年間の生活といったものに影響しますので、その点については、今後、さらに丁寧に対応させていただきたいと考えております。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 さっき移住定住支援業務のところでも若干触れたんですけれども、権限の拡大というか、要は、何でしょうね、せっかく人生をかけて町に来てくださっていると思うんですね、その地域おこしで来る方々も。それこそ移住すれば、その方たちだけではなくて家族の方も来るですか、その後の計り知れない効果ですか町に対するいろんな力を考えると、やっぱり大事な制度なんだろうなというふうに思います。だからこそですね、しっかりとやっていかなければなというふうに思いますし、令和7年度も見ますと、6年から2件の事業所の皆様は継続で募集されて、9件募集されていますけれども、募集状況を見ると、ホームページ上ではなかなか進んでいないのかなというふうに思いますので、やっぱり何かしらですね、しっかりとやっていかなければなというふうに思います。それがじゃあ何であるかというの、また別の場の議論なのかもしれませんけれども、ぜひですね、センターの、今、受託業者さんは、一応、人材派遣とか人材育成のコンサルタントもやっていらっしゃると思うので、事業所に対するケアですか、協力隊の御本人に対するケアですか、そういった部分のサポートというのもぜひ考えていただけないかなというふうに思います。いろんな話をやっぱり聞くんですね。説明会、せっかく何でしょうね、活動状況の報告会をやっていてもですね、町民の方の何気ない一言で傷ついたですか、いろんな話が聞こえてくるわけです。誰が悪いというわけではなくて、やっぱりみんなでサポートしていかなきやつですね、大切な制度だと思いますので、その辺のですね、ルールづくりというか、役割分担というか、その点ですね、今後どうしていくかというのを、現段階での考え方で結構でございますので御答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地域おこし協力隊についての一つの私の考え方をお話しさせていただきますが、私も全国いろんな自治体の方々、首長さん方といろいろ意見交換させていただきま

すし、地域おこし協力隊の形態というのはいろいろあるのでそれぞれのまちによって違いますし、もう何十人、100人近い協力隊を抱えている自治体もあって、全部そこがうまくいっているかというと、決してそうでないんですよ。やっぱり辞めている方々も随分いますし、それで、その分をまた違う方に入ってもらってということでやっておりますので、申し訳ないんですけども、後藤委員と伊藤委員がどういう趣旨でお話ししておりますか分かりませんが、私は両方の事情を知っているんですよ。お2人が言っていることが果たして本当にそうなのかということについては、私は若干疑問もあります。担当が企画課長なので、委員の皆さん方にはそうですねというお話をしておりますが、実態を、私、両方の事情を知っておりまして、果たして皆さんが言っていることが正しいのかということについては、私は甚だいささか疑問に思っております。ですから、私は、あまり皆さん方がおっしゃるように、きっと何でも最初から最後まで3年間ちゃんとやれと言われると、地域おこし協力隊って呼べなくなりますよという話なんですよ。そこは、やっぱり入ってくる以上は、それなりの責任を持って、やりがいを持って入ってくるわけですから、そこの中で若干のそごがあつたりしても、本来、何のために自分が入ってきたんだということについての目的意識さえしっかりと持つていれば、その辺は、私はね、あまり問題なくやれるんだろうなというふうに思っているんです。ですから、あまりそういうね、辞めたから駄目だよねって話をされると、もう地域おこし協力隊を入れるということ自体、企画課長、もうだんだん嫌になってくると思うんですよ。嫌になるって言葉は悪いんですが、そこはね、あまり触れない、触れないというか、ちゃんといろんな事情があるんだよということを、お分かりをいただきたいなと思っておりますので、そこはひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 前回の3月の予算でも研究させていただいた点でございまして、町長がおっしゃるとおり、片一方から見るのじゃなくて両面から見るというのはすごく大切だと思いますし、今後も大切にしなければなというふうに思っております。そういう意味でですね、逆に成功の秘訣は何かというと、大体いろいろ総合的に勘案すると、やっぱり事業所だけではない、地元の皆様との協力体制とかサポートがあった方、あった事業については、定住につながっている部分も非常にあるのではないかなという意味で、住民の皆さんを、着任されて協力隊の方が来ても、なかなか何でしょうね、うがった見方をされる方もいるので、正しい制度の理解ですか、いろんな何でしょうね、運用の仕方とか広報の仕方も含めてですね、我々議員もそうなんですけれども、やっぱり住民の皆さんと一緒にになってですね、地域おこ

し協力隊の方をサポートしていきたいなというふうに思いますので、地元の方へのアプローチの仕方について、今後、何か工夫があるようでしたら、最後、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 就任、一方で退任といったことには、町長がお話しされましたとおり、やはり個別のですね、様々な事情といったものがございます。この場でお一人お一人がこういった事情でしたと申し上げるわけにいきませんので、一方で、当課で担当として今後も何かしら力を入れていくといいますか、着眼していく点があろうかと思います。今、委員からお話がございましたとおり、地元の方、地域の方との交流に対する支援体制といったこともあろうかと思います。先ほど来、お話ししてございます移住支援センターのほうではですね、前回は入谷のほうを会場にしまして、地域の皆様への活動の発表会といいますか報告会といったものを実施をいただいてございます。我々行政とか関係機関、受入れ事業者といった、いわゆる関係者だけではなくて、その地域にお住まいの方々、あるいはその地域から離れた場所にですね、お住まいの方々にも御关心、御興味を持っていただいて、多くの方々に聴講等をいただきました。そういうこと、一つの周知ですとか、そういうものを受託者任せにしないで、我々のほうでも町として担うべき部分といったものがあろうかと思いまして、そういうことをですね、丁寧に我々のほうで整理していく必要があるんだろうと思ってございます。地域おこし協力隊、本町は受入れ事業者型というものを採用させていただいてございまして、まちおこし、あるいはまちづくりといったものには、まさに有益な制度でございますので、今後、我々もいろいろと努力をさせていただきながら、数多くの方々にお越しをいただければと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、質疑を終了いたします。2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費、81ページから102ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。どうぞ。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、3款民生費の決算の内容について御説明をいたします。

決算書81ページ、82ページの中段から御覧ください。

民生費全体としての決算額は21億7,651万1,630円、予算に対する執行率は96.2%、決算額の対前年度比は4.8%の増となっております。

続きまして、項、目ごとに御説明をいたします。

1項社会福祉費、予算に対する執行率は97.8%、決算額の対前年度比は5.0%の増となっております。

1目社会福祉総務費、予算に対する執行率は96.2%、決算額の対前年度比は8.7%の増となっております。

83ページ、84ページに続きます。

ここでは、主に職員の人工費や関係団体への負担金、補助金等を支出してございまして、増額の主な理由としましては、低所得者世帯に対する給付金、調整給付金の額によるものでございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、83ページ、84ページ下段の2目国民年金事務費です。国民年金等の各種届出、申請の受理や進達事務等に要する費用を支出しております。予算執行率は77.7%となっております。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 続きまして、3目老人福祉費です。

83ページ、84ページの下段からとなります。

予算に対する執行率は94.6%、決算額の対前年度比は9.6%の減となっております。ここでは、敬老祝金の贈呈や老人保護措置費の支給等が主なものとなってございます。

次に、4目障害者福祉費です。

85ページ、86ページの中段から87ページ、88ページへと続きます。

予算に対する執行率は97.9%、決算額の対前年度比は4.8%の増となっております。ここでは、障害者の生活支援や障害福祉サービスに係る各種委託料や扶助に要する経費が主なものとなってございます。

なお、給付の具体的な内容につきましては、決算附表の50ページから52ページに記載をしておりますので、御参考をお願いいたします。

次に、87ページ、88ページの下段からとなります。

5目地域包括支援センター費です。

ページは、89、90ページに続きます。

予算に対する執行率は85.7%、決算額の対前年度比は1.2%の減となってございます。ここでは、地域包括支援センターの活動に係る経費、認知症予防事業や介護人材育成事業等の経

費が主なものとなってございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、89ページ、90ページ上段の6目後期高齢者医療費です。宮城県後期高齢者医療広域連合の事務費等の共通経費に係る町の負担金及び後期高齢者の療養給付費に対する町の負担金が主な内容でございます。予算執行率は99.8%、対前年度比較ではプラスの6.5%となっております。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 続きまして、89、90ページの中段からとなります。

7目介護保険費です。予算に対する執行率は99.5%、決算額の対前年度比は0.2%の減となっております。ここでは、介護保険に係る事務的経費、介護保険特別会計への繰出金が主なものでございます。

続きまして、89ページ、90ページの下段からとなります。

8目総合ケアセンター管理費です。

ページは、91、92ページに続きます。

予算に対する執行率は97.8%、決算額の対前年度比は11.0%の増となってございます。ここでは、主に施設の維持管理経費、それから施設管理に係る委託料を支出してございます。増額の主な理由としましては、燃料費、光熱水費の増によるものでございます。

次に、91ページ、92ページの上段となります。

9目被災者支援費です。予算に対する執行率は93.1%、決算額の対前年度比は1.2%の増となってございます。ここでは、被災者支援総合事業として実施しております災害公営住宅常駐型生活支援員の配備事業に係る経費となってございます。

続いて、2項児童福祉費です。

ページは、91ページ、92ページの中段からとなります。

項としての予算に対する執行率は93.4%、決算額の対前年度比は4.4%の増となっております。

1目児童福祉総務費でございます。

ページは、93、94ページのほうに続いてまいります。

予算に対する執行率については91.0%、決算額の対前年度比は16.4%の減となっております。ここでは、職員人件費や児童福祉に係る諸費について支出をしてございます。国の制度に基づく町内の民間保育施設への運営費等を支出しているほか、子育て世帯応援扶助費、出産・

子育て応援金などの各種経済的支援を実施しております。減額の主な理由といたしましては、令和5年度に繰越しとして実施をいたしました出産・子育て応援交付金事業が完了したことによるものでございます。

次に、93ページ、94ページの中段からとなります。

2目児童措置費です。予算に対する執行率は99.4%、決算額の対前年度比は19.9%の増となってございます。ここでは、合計1,056人分の児童手当を支給しており、制度改正に伴いまして増額となってございます。

○委員長（村岡賢一君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 続きまして、93ページ、94ページ中段から3目母子福祉費です。母子・父子家庭医療費助成事業における扶助費が主な内容でございます。予算執行率は65.9%、対前年度比較ではマイナスの20.8%でございます。助成件数の減少による減額が主な理由でございます。

4目子ども医療費は、子ども医療費助成事業における扶助費が主な内容でございます。予算執行率は78.9%、対前年度比較ではマイナスの6.4%でございます。こちらも助成件数の減少が減額の主な理由でございます。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 続きまして、93ページ、94ページの中段となります。

5目保育所費です。

ページは、97、98ページに続きます。

予算に対する執行率は94.3%、決算額の対前年度比は8.1%の増となっております。ここでは、志津川、戸倉、伊里前の町立3保育所の職員人件費、保育所運営に係る経費を支出しております。増額の主な理由といたしましては、職員人件費のほか保育管理システムの導入業務等の実施によるものでございます。

次に、97、98ページ中段となります。

6目こども園費です。

ページは、99、100ページに続きます。

予算に対する執行率は94.8%、決算額の対前年度比は18.7%の増となっております。ここでは、名足こども園の職員人件費、運営経費を支出しております、増額の主な理由といたしましては、職員人件費のほか施設内の空調設備及び屋外遊具の交換工事を実施したことによるものでございます。

次に、99、100ページの中段からとなります。

7目子育て支援事業費です。

ページは、101、102ページに続きます。

予算に対する執行率は95.4%、決算額の対前年度比は16.7%の増となっております。ここでは、子育て支援センターの職員人件費、運営経費等を支出しており、主な増額の理由としましては、会計年度任用職員の入件費の増というところでございます。

次に、101、102ページの中段から8目放課後児童クラブ費です。予算に対する執行率は90.3%、決算額の対前年度比は12.6%の増となってございます。ここでは、放課後児童クラブの職員人件費、運営に係る経費等を支出しており、増額の主な理由といたしましては、会計年度任用職員の入件費の増のほか放課後児童クラブへのタクシー運行経費の増によるものでございます。

以上、3款民生費の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（村岡賢一君） ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分からといたします。

午後2時21分 休憩

午後2時40分 再開

○委員長（村岡賢一君） 休憩前に引き続き審査を続行します。

歳出、3款民生費の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑をお願いします。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1点だけお伺いします。

附表で言うところの58ページかと思います。放課後児童健全育成事業、俗称放課後児童クラブですね。職員の配置も充足しているかと思います。それから、あと、住環境という部分で、エアコンの整備や危険箇所の整備も一通り終わって、安心して子供たちをお預かりできる環境が整ったと。ただ、とはいへ小さな子供たちの生活の中での延長上ということで、中にはね、その環境の中でもストレスを抱える子であったりとかというのも、いる可能性もなきにしもあらずかと思われるんですが、その辺の対応方法であったりとか、その連絡とかの対処方法、お示しできるのであればお伺いしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 放課後児童クラブの件につきまして、そうですね、お子さんた

ちの帰る際にですね、保護者に対面で今日こういうことがありましたよとかですね、そういった連絡もですね、支援員のほうでまめにさせていただいているというところもございますし、あとは、定期的な職員会議だったりというのも、放課後児童クラブの中でもやっておりまして、そういう意味で、例えば何でしょうね、困っているとか悩んでいるようなお子さんがいたらどういう支援をしようかといったところをですね、そこの児童クラブの施設だけではなくて、保健福祉課の職員も一緒になって考えてそういう対応をしているという状況でございます。そういう意味で、ストレスを抱えたりといったところがあれば、そういう対応を今後させていただきたいと思っておりますし、それから、保護者に対しての連絡等といったところについても、小まめな対応といったところは、今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 情報の共有という部分で、学校関係とも連絡が取れているというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 内容によってはということにはなるんですけども、学校のほうにも情報共有をしたり、またその逆ですね、学校のほうから放課後児童クラブであったり保健福祉課のほうに状況報告があつたりということでございますので、そういう意味では、連携が取れているのかなというふうに感じております。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、民生費、2点お伺いいたします。

まず1点目、ページは、83、84ページになろうかと思います。1項1目12節の、失礼しました、避難行動要支援者台帳システム保守委託料のところでお聞きすることになろうかと思いますが、附表でいうと46ページ、避難行動要支援者の台帳整備ということで、登録者数は令和5年度に比べて微減、少し減っているというふうに数字は捉えました。もちろんいろんな要因があって、数字的には、ほぼ横ばいに近いのかなというふうには捉えているんですけども、お聞きしたいのは、台帳整備はもとより結局それが個別の避難計画にしっかりとつながっているかどうかというところが大事でございまして、その辺の計画づくりについては、1年たちましたので、昨年、5年度以上に6年度は進捗されたかどうか、お伺いいたします。

それから、附表で申し上げますと52ページ、手帳交付事務について若干お聞きしたいと思うんですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、それぞれ所持者数が計上されて

おりますけれども、これは、当町においては増加傾向にあるというふうに見ていいかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、まず、1点目の避難行動要支援者の関係でございます。

避難行動要支援者につきましては、附表にも記載させていただいておりますとおり、7年の3月末時点では、171名の方に御登録をいただいているという状況でございまして、登録者数の増減のところで申し上げますと、令和5年度から6年度にかけて登録者の情報の再調査・再確認というのを実施させていただいております。その中で、台帳には登録されているものの、実際は施設に入所して御自宅にいないとかですね、あとは、場合によってはお亡くなりになっていたというケースもございますので、そういった方々の台帳の修正、また、新規があれば新規の登録といったところで、民生委員さんにも御協力をいただいて令和6年度は台帳の整理に対応させていただいたというところでございます。その台帳の整理は、あらかた終了といったところでございまして、今後の部分といたしますと、まず、警察、消防といったような関係機関への情報共有というのも、今後、進めていきたいなというふうに考えておりまして、今その段取りを取っているというところでございます。

それから、あとは、今登録されている方だけではなくて、制度そのものをですね、もう少し広く周知したいというふうな思いもございますので、広報などを活用しながらですね、登録者の増加といったところにも努めていきたいと考えております。

あと、すみません、個別避難計画との関係性といったところでございますけれども、台帳登録いただいた際に、その台帳の中でですね、災害があった場合にはここに避難するというような避難経路も含めてですね、登録時に個別避難計画もセットで取り組んでいるような状況でございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

それから、2点目でございます。

手帳の関係でございますけれども、身体障害者手帳、療育、それから精神保健手帳ということでございまして、手帳の種類にもよるんですけども、身体障害者手帳については、昨年よりも増加をしているというところでございまして、療育については数名減というところでございますし、精神保健手帳についても減ということでございます。とはいっても、身体障害者手帳の交付といったところが多くなってきておりますので、手帳の種類によっては増減があるということで御理解をいただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、避難行動計画のお話をいただきました。どうしても地域のサポートが欠かせない中でですね、やっぱり壁は、個人情報保護がどうしても一つの壁になっているんじゃないかなというふうに思います。今、課長がおっしゃったように、結局、台帳にはあるものの御自宅じゃなくて施設に入っている方とか入院されている方々、本当に様々なケースがあると思うので、それを知らずして計画があったとしても、じゃあいざ、何も起きてほしくないんですけども、何か起きたときに、ちょっとそれ違うんじゃないのという何でしょうね、混乱が逆に生じてしまうと、計画の意味がそもそもなくなるだろうなというふうに思いますので、民生委員さんのほうも一緒になってですね、伴走されていると思うんですが、個人情報保護の壁なるものについて、今後、どこまで何でしょうね、共有というか踏み込めるかどうかという部分は、町としてどういうふうに考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

それから、手帳については、今、増減のお話をいただきました。全国的には、全国を見れば平均的に18%、これは6年間の統計なので、6年たてば何でしょうね、大分数字も変わっているとは思うんですけども、それでも平均的には18.5%増ということで数が増えているという中で、特に、今、身体障害者手帳の発行が増えたということで伺ったんですけども、療育手帳の部分ですね、をお聞きしたいと思うんですけども、当町では療育手帳を、年齢、いつ判定するかってまたまちまちだと思うんですけども、当町では、一番何でしょうね、最小の年齢の判定基準というのは持っているらっしゃるのかどうかをお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 避難行動要支援者の個人情報の関係でございますけれども、個人情報ということで、どこまで提供できるかといったところについては、我々ももう少し勉強といいますか、制度、法律をしっかりと確認をさせていただきながら、法令遵守といったところをまず基本として対応させていただきたいというふうに考えてございます。

それから、療育手帳の最小の判定基準につきましては、すみません、今、分かりかねるということでございます。申し訳ございません。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。1点目については、引き続きですね、いろんな関係各機関と一緒にですね、考えていきたいなというふうに思いますし、すみません、判定基準が今分かり

かねるということでしたが、おおむねほかの自治体の例を見ますと、大体2歳前後から判定できること、可能であるというふうになっていまして、中には3歳以上という自治体さんもあるみたいなんですけれども、おおむね2歳前後からは判定できるということが、逆に何でしよう、利用したくてもそれが分からぬとなかなか相談につながらない。要は、補正でもお話ししたアウトリーチにどうしても届かない部分が生じてしまうので、そこをまず何でしょうね、アプローチしなきやいけないというふうに思いますので、何かの折、常時、広報とかというわけではないんですけども、やっぱり何か時折、そういう何でしょうね、制度周知というものは、やっぱり必要ではないかなというふうに思いますが、その点の考え方をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

まず、療育手帳の関係でございますけれども、現在も実施はさせていただいているんですけども、小さい頃のですね、各種健診などでもですね、そういった子育てだったりとか、お子さんの成長についての困り事などについて保健師等が相談に応じるということも、実際、取組をしておりまますし、それから、子育て支援センター、こども家庭センターのほうにもですね、ちょっと子供の成長のことなどで気になるというようなお話をかも聞いておりますので、そういったところを、お話をいただきながらですね、いろんな検査、精査というところにもですね、つなげていったりといったところは、既に対応させていただいているということでございますので、そういった取組についても、今後も継続をしていきながら広く周知といいますか、療育手帳を持つとこういうサービスが使えますよというようなところも、療育以外も含めてですね、障害福祉、保健福祉といったところの各種サービスとか事業についても周知等は、今後もしっかりとやっていきたいと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、質疑を終了いたします。3款民生費の質疑を終わります。

次に、いいですか。もうやめてもいいんでない。次に、4款衛生費、101ページから114ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、4款衛生費の決算の内容について御説明を申し上げます。

決算書101、102ページの下段からとなります。

4款衛生費全体としての決算額は11億2,935万6,936円、衛生費全体の予算に対する執行率は92.5%、決算額の対前年度比は8.6%の減となってございます。

続きまして、項、目ごとに御説明をいたします。

103、104ページの上段からとなります。

1項保健衛生費です。予算に対する執行率は87.1%、決算額の対前年度比は8.4%の減となっております。

1目保健衛生総務費でございます。予算に対する執行率は96.9%、決算額の対前年度比は8.7%の増となっております。ここでは、保健福祉分野の職員人件費、保健福祉推進委員への謝金、関連団体への補助金、負担金などを支出してございまして、増額の主な理由としては、職員手当のほか健康管理システムの改修業務の実施によるものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。

ページは、103、104ページ下段から105、106ページまで続きます。

予算に対する執行率は80.2%、決算額の対前年度比は26.6%の減となっております。ここでは、町民の健康づくりに関する事業、休日・夜間の医療確保に要する経費を支出してございます。減額の主な理由としては、新型コロナワクチンの集団接種が終了いたしまして個別接種に切り替わったことにより委託料が減額となったものでございます。

次に、3目精神衛生費です。

105、106ページの中段からとなります。

予算に対する執行率は99.3%、決算額の対前年度比は135.7%の増となっております。ここでは、精神保健活動に係る事業の経費の支出をしてございます。令和6年度から新たに居場所支援事業を実施し、ひきこもりなどの方の居場所づくりのサポートを実施しております。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 次に、4目環境衛生費でございます。

決算書は、105ページ、106ページ下段から、決算附表は63ページからとなります。

環境衛生費につきましては、衛生組合長への謝金、斎苑管理等の費用を支出しております、執行率は85.6%、対前年度で3.86%の増と、前年並みの決算となっております。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 続きまして、5目母子衛生費です。

107、108ページの中段からとなります。

予算に対する執行率は64.24%、決算額の対前年度比は2.2%の減となっております。ここで

は、母子保健に関する経費全般の支出をしてございまして、妊産婦健診をはじめとした各種健診、産後ケア事業に係る委託料などが主なものとなってございます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 次に、2項清掃費につきまして、決算書109ページ、110ページから、決算附表は67ページからとなります。

項全体の支出済額は4億3,828万5,421円、執行率は96.08%となっており、対前年度2,238万8,830円、率にして4.86%の減となっております。

続いて、1目清掃総務費でございます。清掃総務費につきましては、執行率87.7%となっており、対前年度で13.7%の増となっております。

次に、2目塵芥処理費でございます。塵芥処理費につきましては、ごみ処理に係る経費でございまして、執行率は96.89%となっており、対前年度で4.92%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、生ごみの処理委託料が770万円ほど減額になったことなどによるものであります。

次に、3目し尿処理費でございます。し尿処理費につきましては、文字どおりし尿等の処理に係る経費でございまして、執行率は94.65%、対前年度で782万7,887円、率にして5.05%の減となっております。減額の主な要因につきましては、12節委託料におきまして衛生センター運転管理委託業務、こちらがですね、物価高騰の影響を見込んでおりましたが、結果として予想を下回ったということによる委託料の減ということになります。

次に、4目環境美化事業費につきましては、住民主体のごみ拾い等の美化活動、それから花の植栽事業に係る経費でありますと、執行率は99.53%、対前年度比較で約6万円の増となっております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 続いて、3項1目病院費については、予算額に対する執行率は100%、前年決算対比ではプラス6.3%となっております。南三陸病院の経営の安定を目的に繰り出しているもので、医療機器の更新に係る出資により増額となっております。

続いて、4項1目上水道費については、予算額に対する執行率は4.8%で前年対比98.0%の減となっております。大きな減額となっておりますが、水道事業への老朽管更新に係る出資について繰越しとなったものであります。

以上、4款の細部説明とさせていただきます。

○委員長（村岡賢一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑をお願いします。三浦清人委員。

○三浦清人委員 病院費なんですけれども、後で出てくるからそのときにやろうかなと思ったんですけれども、大分時間がありますので今日やりたいと思います。私、常々この自治体病院というのは、年間1億円ぐらいの赤字は覚悟しなくてはならないと、立派な経営であるというふうに思っておりましたけれども、昨今の病院経営、特に個人経営の民間の病院ですね、大変な赤字をしょって経営がね、なかなか難しくなってきた、そういう状況下でありますと、そういった中で我が病院も今までにないといいますか、2億2,000万円の損失だということが出てきました。その中で監査委員の報告を見ますとね、何らかの努力を、改善してほしいというような文言でありましたけれども、町長、今のは、医療介護の給付といいますかね、国の施策、法律の中でどうやったら改善に向かうとお思いですか。何を節約したらいいのか。もう人件費とかそういったものもどんどんどんどん上がっていくわけで、そういった中で我が町の病院を改善するには、何をこれからやっていかなければ安定経営といいますかね、なるかと思います。すぐに国の政策、政策というか法律を変えなければなりませんということになるわけですけれども、監査委員さんもお聞きしたいのはね、具体的に何をどうしたらいいかということを述べたいのか、その辺、ただ文言でね、改善しろ改善しろじゃ分かんない、らちが明かない。その辺のところ、町長はいかがな考えでありますか。

○委員長（村岡賢一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは私のほうから。ある意味、今、個人病院のお話をしましたが、自治体病院も含めて病院経営に関わる全般的なことの現状といいますか、お話をさせていただきますが、実は、今、自治体病院の7割が赤字です。ある意味、一つの原因といいますか大きな原因なのは、診療報酬がマイナス1.4になっているんですよね。片や経費の部分、人件費、委託費、薬剤費、材料費等が4.4%プラスになっているんですよ。御承知のように、診療費は勝手に病院で決められません、国で決めるわけですから。ところが、国で勝手に経費の分は上げてあるんですよ。診療報酬は下げるんですよ。これで黒字を出せということ自体が、私は、これは無理だと思っているんです。それで実は、来年、人事院勧告でまた人件費が上がるんですよ。今のところそういう予定になっています。そうすると、うちの町の病院でまた人件費が数千万円上がります。そうすると、また厳しい経営環境になるというのは、これは目に見えております。したがって、私が、今、これまでですね、やってきたというか言っているのは、地元選出のもちろん国会議員さん、それから地元選出の参議院の先生にも、この

間、役場に来ましたので、私からお話をさせていただいたのは、診療報酬を改定するのには、まだ2年に1回ですので、すぐ上がるわけではございませんので、ここは、コロナのときと同じように、全国の自治体病院に真水を入れてもらわないと、これは地域医療が崩壊してしまうよという話をさせていただいております。そうでないと、これは本当大変なことになつてまいりますので、ここをですね、これは私だけがこういう危機感を持っているわけじゃなくて、先月かな、全国知事会があった際にも、福島の知事だったかな、福島県の知事か何かが、村上総務大臣がいますので、村上総務大臣にこの話を直接お話をしています。村上総務大臣も、まさに地域医療を守るということにおいては、理解は示すということですが、どういう理解を示してどういう手当をするのかというのは、現状としてまだ出ておりません。ただ、この件については、我々だけじゃなくて、自治体病院を抱えている自治体だけではなくて、様々な病院を抱えている地域の方、市町村でね、が、全員が同じ思いを持っておりますので、これは、みんなが同じような思いでいますので、強力に国のほうに働きかけるということが、現状としては、唯一これが一番強力な手段ではないかというふうに私は思っておりますので、私が言える範囲というか、国会議員にはもう既に言っておりますので、この辺で対応していかないと、次の診療報酬の改定のときに何とかこの辺の手立てをしてもらわないと、地域の医療は守れないと私は思っております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 手の挙げ方が低いと言われましたので、大きく。まさにそのとおりです。ですから、私が先ほど言ったような今のは、医療介護の国の制度では、なかなかやっていけない。やっぱり声を大にしてね、各自治体のトップの方々が強く要請していかないと、制度というか法律ですよ、それを改正していかないとなかなか難しい。これは民間のね、病院も同じです。人件費は毎年上がるべしね、経費もかかる、報酬は下がる。全くやれないんですから、ですから町長が言ったとおりね、ひとつ民間も含めて全部でね、全国の自治体の方々、それから民間も含めて声を大にしてね、国に働きかけて、さっき言った特別な手当でも出してもらうような、そこでね、町長の立場とすれば国会議員の先生方にね、来たときにお話しするんじゃなくて、こっちから行ってね、待っていたって分からないんだね、これね、本当に誠意を見せるには、行かなくてはならない。だから大変な状況になりますんでね、その辺をね、よろしくね、頑張ってもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○委員長（村岡賢一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ベッド数20、実はこの話がですね、6月かな、にテレビの特集があって、

全国病院会の会長が、地域医療崩壊という番組があって、それに出で話をしたのをずっと私は見ていたんですが、病院会に加入している20床以上の病床を持っている病院が、既に160ぐらいと言ったかな、もう閉院しているということで、これは、もう地方とかと全く関係ないです。そういう状況にあるということで、そのときに今のような話も含めてやっておりまして、まさしく当病院もそうですが、同じようにみんな苦しんでいるというのを、その特集を見てね、なるほどと思って、これは看過できない問題だなというふうな思いを持っておりまして、そこはいろいろ町としても、町としてもというかな、いろんな動きというのはしていかないと、このままでは大変なことになるというふうに思いますので、そこは、積極的な町の動き方ということについては、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（村岡賢一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 私も、時々、我が町の病院にお世話になっておってね、つぶさに見ております。先生をはじめとした職員の方々が一生懸命対応してね、頑張っておられます。地域医療は、なくてはならないものでありますから、ぜひね、町長に力を出してもらって存続といいますかね、安定した経営にね、なってもらいたいというふうに思いますので、よろしく努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

決算附表65ページですね、産後ケア事業というところで、これは新規事業だったかと解釈しています。さつきの款で確認したかったんですけども、一緒にあれしますが、母子モ、アブリでしたっけ、あれも6年度からの運用でしたかね、たしか。そう考えると、民生費、衛生費で何だ、母子福祉全般に関しては、一括管理で情報を共有したりというような体制が整ったという解釈でよろしいのかというのをまず確認させていただきたいと思います。

それから、もう一点、ごみの話ですね。67ページ辺りになると思います。生ごみの処理状況を数字化されていますけれども、前年とあまり比較しても変化はないのかなと。これは、事業でいうところの何ですか、これはバイオマス事業みたいな感じなんだと思うんですけども、町としてこの事業をどのように進めていってどうありたいのかというのは、前にも聞いたかもしれないですけれども、もう一度確認させていただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 産後ケア事業の件で、すみません、御回答させていただきます。

こちらの事業につきましては、令和6年度からの新規の事業ということで実施をさせていただいておりまして、産後のお母さん方のケアといったところに主眼を置きまして、例えば授乳相談だったり、それから精神的な面の支援、サポートといったところを、助産院または家庭訪問しながらといったところでの事業を展開させていただいております。こちらの事業は、今お話ししたように、そういうお母さん方のサポートといったところも実際には実施をしているというところでございますし、先ほどお話もありました母子モ、アプリのほうでもですね、実際こういった小さいお子さん、乳幼児の健診の案内だったりとか、それから成長の記録などといったところもそのアプリの中で対応できるというところでございますので、母子保健、子育て支援といったところの連携をしながらといったところで、こういったアプリを活用して、今後、対応はしていきたいなと考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 生ごみの処理についてでございます。

決算の附表で493トンということで、昨年度が484トンですので微増という状況でございます。この事業につきましては、一つ最終処分場も焼却施設も持たない本町が、燃えるごみの量をまず減らそうというのが一つと、もう一つが循環のまちづくりということで、生ごみを分別することによって、そこから出る液肥でまた野菜を作つて、それを食べて、それをまた分別に回してといったような循環のまちづくりというのを目的に行つてはいるという状況でございます。計画の処理量が、1日当たりで申し上げますと生ごみが3.5トン、汚泥が7トン、合わせて1日当たり10.5トンの処理量で計画をして施設が整備されているという状況にございます。これに対しまして、1日当たりにこの493トンを計算しますと1.35という数字になりますので、まだまだ計画量に対しては足りないという状況にございます。こういったことから、今後、農業分野であるとか、さらにもっと掘り起こしがないのかと、町内の事業者ですね、そういう部分を、改めて洗い出しなどをして対応してですね、生ごみの処理量を増やしていきたいというふうに考えております。

○委員長（村岡賢一君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 順を追つていきます。産後ケア、細かな実施人数であつたりとかいろいろ出ていますけれども、こういうふうに体制が整つた、それから新しいアプリとかを運用し始めたっていいたときの事業に対するもそうですけれども、そのアプリの利用にしてもそうですけれども、何かかしらの声というのは上がつてくるんじゃないかなと。例えで言うならどういった声があるのか、もしくは、あと、その声に対してどのような対応を行つてはいるのかを確

認させていただきたいと思います。

それから、生ごみですけれども、よく御答弁いただくのは、液肥の部分に関しては、結構ね、活用幅があるんですよというお話をいただきますけれども、これはガスとかも発生するじゃないですか。こういったガスに関してというのはどのような使い道、もしくはその幅の広げ方というのがあるのか、お示しいただきたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） アプリを御活用いただいている方々からのお声といったところでございますけれども、今まで何ていうんでしよう、アナログ的なところの対応が保健福祉の分野はメインだったという、そういった対応が多かったといった中ですね、こういったアプリを使って情報発信したり共有したりといったところの取組は、御評価をいただいているというところもある一方ですね、情報の更新をもう少し増やしてほしいとかですね、見栄えというか使い勝手といったところも、もう少し何とか改善にならないかといったようなお話とかもいただいておりますので、そういったところに何でしょうね、システム改修じゃないんですけども、そういった対応も可能なのかといったところも含めまして、まず情報の更新の頻度を増やしたり、使い勝手といったところにもう少し力を入れていけたらなというふうに考えてございます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ガスですね、これにつきましては、当初の計画では、これを電気に変換して売電というところまで計画の段階では視野に入れていたところでございますけれども、先ほども申し上げましたように、処理量が計画に追いついていないという状況で、当然これによってガスの生産量というのも減っているという状況でございます。現在の利用状況といたしましては、電気に変換するということについては、これは同じなんですが、G C施設ですね、B I Oのほうで利用しております、主に液肥のタンクの滅菌などのための熱源などとして利用しているという状況でございます。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 衛生費、2点ですね、お伺いいたします。

ページは、1点目が106ページになるかと思います。1項2目19節ですね、扶助費、予防接種健康被害給付金ということで令和6年も計上されております。附表を見ますと、金額だけで内容がどうなのかというのを分かりかねたので、できる限り詳細の内容をお伺いしたいのと、健康被害に遭われた方が現在どういう状況であるかというのも、お示しできる範囲内で

教えていただければというのが1点目でございます。

付随して申し上げますと、22節のほうで新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金は返還となっているので、整合性はないかもしれませんけれども、どういうふうな状況かというのをお示しいただければと思います。

それから、2点目については、端的にお聞きしたいと思うんですが、ページ数でいうと112ページの清掃費のところで12節ですね、これも、可燃性のごみですね、気仙沼クリーン・ヒル・センターのほうに運んで処分されていると思うんですが、先日8月30日にクリーン・ヒル・センターが火災になりました、鎮火まで2時間以上を要するというそれなりの火災だったのかなというふうに思っているんですけども、仮の話は全然したくないんですけども、リスクマネジメントというのは、大丈夫なのかなというのはこの場でお聞きしておこうかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 健康被害の関係でございます。まずは、健康被害の給付金のほうで86万9,700円の歳出ということでございますけれども、こちらにつきましては、令和5年7月にですね、国のほうから認定をされた方の分の給付金ということでの支給をさせていただいた1件ということでございます。分かる範囲でといったところでの状況でございますけれども、現在は、治療は行っていないというふうに伺ってございます。

それから、22節のほうでの過年度のところの予防接種健康被害の給付金の返還金ということでございますけれども、こちらについてもお1人の方ということで、先ほどの方とはまた別な方でございますけれども、初めにですね、いわゆる給付に係る部分を見込みで交付申請をさせていただいた内容でございまして、その方の実績、実際に治療に要した金額が確定をいたしましたので、その分の差額を返還するといったところの内容でございます。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ごみの焼却処分のリスクということなんですかけれども、結論から申し上げますれば、当町は、気仙沼市にお願いをするしかないという状況でございます。他の市町村にという話になると、やはりキャバの問題とか許可関係の話もあるので、現状そういういった部分は難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（村岡賢一君） 伊藤俊委員。

○伊藤俊委員 健康被害給付金については分かりました。当町において予防接種事業、附表62ページでいろいろ羅列されておりますけれども、まれなケースだとは思いながらも、亡くな

ってしまう方もいらっしゃるというのは事実でもありますので、予防接種についてのリスク周知について、現状どのようになっているかというのをお聞かせいただければと思います。

それから、ごみ処理については、火災が本当に幸いなことにそこで鎮火したから通常的に受け入れ稼働は継続されていると思うんですけども、今すぐどうのこうのというわけではないんですが、やはり何でしょうね、稼働できなくなるケースも、もしかして発生してしまうのかなというふうに思ってしまった火災ですので、これは、また引き続きの宿題になるかと思うんですが、その点は、まず町のほうでもぜひお考えいただければなということと同時にですね、公式発表の原因で読み取っていくと、小型家電等バッテリーからの出火可能性が高いということで、恐らくリチウムイオンバッテリーのことなのかなと思いまして、本当に普及すればするほど、これはリスクが高まっているのかなというふうに感じるので、当町においても、これは予算委員会でも言及したんですけども、リチウムイオンバッテリーについての処理について、もちろん周知は現状されていると思うんですけども、よりですね、その危険性とかをどうやってお知らせするか、その考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） ワクチン接種に係るリスクの周知といったところでございますけれども、今回の被害給付金の関係につきましては、いずれも新型コロナワクチンの接種に関連するといったところでございまして、コロナのワクチン接種につきましては、接種前にも注意事項のお知らせ、それから問診をしての接種といったところでございますので、そういったところでの何でしょうね、注意事項、周知といったところは、させていただいているというところでございます。それから、あとは、疾病のある方などは、病院の先生のほうからですね、接種していいのかどうかとかといった相談を受けた上で、これまでの集団接種に参加いただいているというケースなどもございますので、そういった意味でのリスクの周知といったところは、ある程度はできていたのかなと考えてございます。いずれ新型コロナワクチン接種に限らず予防接種につきましては、そういったリスク面での部分もしっかりと受け前ですね、皆様方にもお知らせをしながらといったところで対応はしていきたいと思っておりますし、そういったリスク管理といったところについても、保健福祉課に限らず、接種いただく医療機関の方々とも相談連携しながらですね、こちらのほうは随時対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（村岡賢一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目の稼働しなくなった場合の対応という部分につき

ましては、我々もですね、いろいろ調査をしてみたいと思います。

それから、2点目のリチウム電池の周知ということにつきましては、町のほうでごみの出し方というような冊子もつくっておりますので、これに掲載するなど、そのほかですね、衛生組合長にその周知の部分をお願いすると、こういった対応について検討していきたいと思います。（「終わります」の声あり）

○委員長（村岡賢一君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ページ数110ページ、ごみの処理について伺いたいと思います。

盆、正月が近くなると、粗大ごみの持込みが行われているようです。毎回大変な行列になっているみたいですけれども、そこで、私、以前まだ使えるようなものは、必要としている方に使ってもらつてはと、再三、聞いていたんですけども、そこで多分河北に載つたと思うんですけど、私も別のあで見つけたんですけども、お隣の登米市さんで粗大ごみのリユース事業を始めたということで、これは、多分町としても御存じかどうか分かんないんですが、ちなみに登米市は、本年度、家庭で使われなくなった家具を第三者へ無償提供し、再利用してもらう粗大ごみリユース事業を試験導入しているということで、提供の対象は、修理せずに利用可能な家具で、衣装ダンスや食器棚、本棚、学習机を想定、市内在住の18歳以上が申し込みれる。提供希望者は市の廃棄物対策課に申し込み、それで。

○委員長（村岡賢一君） 簡潔にお願いします。

○今野雄紀委員 家具はホームページ等に公開されて、希望者が多いときは抽せんで分けるという、そういう事業みたいです。そういった取組なんですけれども、当町では、導入できないかというわけではないんですけども、やはりごみを少しでも減らし、なおかつ町の人に有效地に使ってもらうという以前言っていたリユース、リデュース、リサイクルのそういった持続可能な取組も必要だと思われるんですけども、どのように考えられるか伺いたいと思います。

○委員長（村岡賢一君） 簡潔にお願いします。

○農林水産課長（佐藤正行君） 分かりました。簡潔にということでしたので、現時点では、その予定はございません。

○委員長（村岡賢一君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、4款衛生費の質疑を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の会議を閉じることとし、明10日午前10時より委員会を開き、本日の審査を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村岡賢一君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて閉会することとし、明10日午前10時より委員会を開き、本日の審査を継続することといたします。

これをもって本日の会議を閉じます。どうも御苦労さまでした。

午後3時3分 閉会